

*Du Contrat social*におけるPrinceの概念

— 政治思想史研究における翻訳語の問題 —

矢 次 眞

- 一 はじめに
- 二 princeという語の意味
- 三 *Du Contrat social*における独自のprinceという語の分析
- 四 *Du Contrat social*における独自のPrince概念
- 五 おわりに

一 はじめに

日本語という言語を母語とする人がPrinceというフランス語に出会ったとき、「君主」という語が条件反射的に頭に浮かんでしまうことが多いのではないだろうか。

Du Contrat social (以下、CSと略記)^①を読み始めて、Princeというフランス語に出会ったときにも、日本語という言語を母語とする読者の頭の中には、「君主」という語が条件反射的に浮かんでしまう。

しかし、Prince = 「君主」という前提でCSを読もうとすると、CSを書くことによってルソーが表現を目指していたことを認識することが出来ないのである。

Princeというフランス語を通して、ルソーは一体、何を表現しようとしていたのか、という疑問が眼前に現れる。

本稿の目的は、CSにおけるルソー独自のPrince概念を認識することで

ある。

その認識は簡単ではない。なぜか。ルソーの用語法が独自だからである。

読み手のことを考えないでルソーは語を使う。一つの語に、断りなしに、様々な概念を担わせて語を使う。そればかりではない。誰も知らない概念を、断りなしに、自由に使う。当然のことではあるが、読者は、語を読んでも、その語が担わされている概念を認識することができない。

1874年〔明治7年〕以来、日本語という言語を母語とする多数の翻訳者たちにより日本語という言語への多数の翻訳書が作られてきた。みな苦しんできた。翻訳を志した者は誰であれ苦しむことを運命づけられていた。その理由は明白である。ルソーの用語法が独自だからである⁽²⁾。

Princeという語が担わされている概念を認識することが如何に困難なことであったのか、という事実を確認するために、既存の翻訳書の中で使用されているPrinceという語に対するすべての翻訳語を以下に列挙する⁽³⁾。

(01) 王公 (02) 民に莅む者 (03) 大王 (04) 王 (05) 帝 (06) 国王 (07) 帝王 (08) 君王 (09) 君 (10) 君主 (11) 王侯 (12) 元首 (13) 政府 (14) 官 (15) 行法官 (16) 王侯将相 (17) 王者 (18) 統治者 (19) 執政体 (20) 有司 (21) 「王侯論」 (22) 親王 (23) 王子 (24) 霸王 (25) 政府を成立せしむる原理 (26) その原質 (27) その原理 (28) 爲政者 (29) 王公なるもの (30) 帝王たるもの (31) 「帝王論」 (32) 領土 (33) 政府當局 (34) 政府員 (35) prince (36) 王族 (37) 「君主論」 (38) 『君主論』 (39) 執政体の人員 (40) 首脳者 (41) 王府 (42) 大官 (43) 首長 (44) 議長 (45) 主席 (46) 長者 (47) 筆頭 (48) 執政者 (49) 王公有司 (50) 君長 (51) 政府権。

Princeという語を読み、その語の背後にある、ルソーが表現を目指していた概念を認識した翻訳者たちは、夥しい数に上る上記の翻訳語を選び取ったのである。少数の翻訳語が選択されたということではない。極めて

多数の翻訳語が選択されているのである。当該Princeという語に対してはその他の翻訳語ではなく当該翻訳語でなければならないと翻訳者たちは考えていたのである。

認識された概念は同一であるが翻訳語の選択が異なる場合と認識された概念が異なるので翻訳語の選択が異なる場合に二区分できる。

さらに、同一の翻訳者が、時を隔てて、再度翻訳書を出版した例が2つある⁽⁴⁾。平林訳と平岡・根岸訳である。平林初之輔氏は1925年〔大正14年〕に『民約論』を人文會から出版し、2年の時を経て、1927年〔昭和2年〕に岩波書店から出版した。平岡昇、根岸国孝の両氏は1956年〔昭和31年〕に『社会契約論』を河出書房から出版し、9年の時を経て、1965年〔昭和40年〕に角川書店から出版した。

別の出版社からの出版要請という理由の他に、改訳の必要を翻訳者たちが自覚していたからであろう。平林初之輔氏による2つの翻訳書と平岡昇、根岸国孝両氏による2つの翻訳書を比較しながら読むとき、翻訳に苦慮していた跡を随所に見出すことができる。

改訳に際してPrinceという語に対する翻訳語を平林訳は20箇所変更し平岡・根岸訳は7箇所変更している。

Prince = 「君主」、という固定観念を捨てて、以下、ルソー独自のPrince概念の認識を目指したい。

二 prince という語の意味

CSにおける独自のPrince概念の認識作業に先立って、Princeという語自体について、フランス語歴史辞典⁽⁵⁾と仏仏辞典⁽⁶⁾を資料として基本的な確認を試みる。その上で、仏和辞典における意味記述の変遷を確認する。

(1) フランス語歴史辞典における意味記述

princeというフランス語は*primus*と*capere*から形成されたラテン語の

*princeps*からの借用語（1120年頃）である。*princeps*という語は第一位を占める人、指導する人を指す。この職務を占めて全権力を一手に集中させていたアウグストゥス以来、*princeps*という語は皇帝自身を意味する。軍事部門においては、複数形の*principes*という語は軍団時の第一列の兵士たちを意味し、中隊の配置では第二列を意味する。換喩により、単数形の*princeps*は百人隊長を意味していた。

*prince*というフランス語は、封建制度の範囲内では、主権保持者という意味を伴って繰り返されている。権力の別の概念構成においては、*prince*というフランス語は支配者を意味する（1413年）。*souverain*の準同意語、時には*roi*の準同意語である。この最後の意味は熟語の中で実現されている。*paroles de prince*（1407年）、*jeu de prince*（1566年）、*le fait du prince*（1869年）。

*prince*というフランス語はまた、*prince du sang*（1578年）という称号のようなさまざまな称号の中で、取り分け主権の継承者、君主政の下においてだけではなく帝政の下においても*prince impérial*（1802年）という称号の下で、自身君臨することなく、主権者の一族に属する人を意味する（1120年頃）。12世紀以来、*prince*というフランス語はまた、土地所有に結び付けられていようといまいと、主権者によって授けられた称号を持つ人を意味する（1188年頃）。*les princes*はいくつかの自由地、かつてローマ帝国の領地であった、あるいは、世襲の主権者（*prince du sang*）に属する土地、あるいは、*les princes étrangers*にとっては、主権者の家柄の人々に属する土地の所有者たちの子孫の領主たちである。*prince*を含む多くの称号からは、固有名詞の官職が生まれる。フランスにおいては、*Monseigneur le Prince*から*prince de Galles*（1360年頃）《イギリス王の年長の息子》まで。フランスの貴族位階制においては、*prince*というフランス語は貴族身分の最高称号保持者を意味する。他の位階制においては、たとえばスラブ人の貴族制においては、*prince*というフランス語はより低い称号に対応している。*prince russe*は、1917年革命後の亡命中は、典型的な人物（特に

1920年から1940年の間は)である。アクセントは人物に結び付けられている家柄と豪奢さに置かれていて、*prince*というフランス語は*être habillé comme un prince* (17世紀)のような熟語に含まれ、取り分け*être bon prince* 《être généreux, magnanime》(1690年)において、《grand seigneur》というより多く抽象的・道徳的価値を表している。12世紀以来、語源的意味への回帰によって、*prince*というフランス語は一つの集団の中心人物を意味する(1120年頃)。*Prince des prêtres* (1250年頃)あるいは*prince de la synagogue* (1530年)という称号は、聖書への言及により、ヘブライ人の間では大祭司に相当する。同様に、悪魔は*prince de mort* (1121-1134年)、*prince de ce monde* (1553年、聖書の文体で)、*prince de l'enfer* (1616年)、*prince des ténèbres* (1690年)と名付けられている。詩的文体専用名称である。その上、神父等に加えて、*prince*というフランス語は同僚の長に適用される。*prince des sots* (15-16世紀の慣用)という称号でまた知られている意味である。中世から、*prince*というフランス語は古代ローマ史家たちによって、*prince des Romains* (1313-1328年)、次に、*prince de Rome* (1559年)、取り分けラテン語*princeps senatus*の直訳借用語句である*prince du sénat* (1765年)という熟語の中で、また、共和制時代に若者の指導者を意味していた*princeps juventutis*の直訳借用語句である*prince de la jeunesse* (1765年)という熟語の中で、ラテン語からの再借用によってまた使用されている。キリスト教においては、*prince*というフランス語は*prince de l'Église* (1585年、14世紀初頭、少々異なった形態で)という熟語の中で、枢機卿、大司教、司教を意味するように使用される。《富裕で強い人》、《序列において非常に卓越した人物》(*prince de la science*等)を表す広義の用法は*prince*というフランス語の最初の意味の比喩的用法とまじり合っている。

(2) 仏仏辞典における意味記述

1(1) Celui qui possède une souveraineté (à titre personnel et

héréditaire) ; celui qui règne (*prince régnant*).

- (2) Celui qui appartient à une famille souveraine, sans régner lui-même ; titre porté par les membres de la famille royale, en France.
 - (3) Celui qui possède un titre, attaché ou non à la possession d'une terre, conféré par un souverain.
 - (4) Personnage princier, grand seigneur.
 - (5) Souverain régnant sur un Etat portant le nom de principauté.
 - (6) Loc.
- 2(1) Le prince de... : le premier, le principal personnage (d'un groupe).
- (2) (Dans un domaine particulier). Maître, seigneur.

GRには次の意味記述があり注目に値する。

Les titulaires du pouvoir exécutif

次の文章が*Emile*から引用されている。

Le corps entier, considéré par les hommes qui le composent, s'appelle *prince*, et, considéré par son action, il s'appelle *gouvernement*. (GR, Tome VII, p.768)

GRにおいてはCSにおける特別なPrince概念が記述されているが、引用文はCSからではなく*Emile*から採られている。CSから引用文が採用されていない理由は不明である。

(3) 仏和辞典における意味記述

- (1) ①諸侯②親王 (村上英俊『仏語明要』巻之三、1864年、七十七頁)。
- (2) ①諸侯②親王 (好樹堂『官許佛和辞典』1871年、329頁)。
- (3) ①諸侯②親王 (高橋泰山『仏和辞典』1886年、476頁)。
- (4) ①王侯、太子、親王②君主、首長、占拠者③遊樂社首ノ稱 (中古ノ) (野

村泰亨『仏和辞典』1908年、521頁)。

- (5) ①王侯②親王、皇子、王③智徳卓絶者④公(野村泰亨『新仏和辞典』1924年、851頁)。
- (6) ①君、國君、君主②皇子、親王、宮、皇族③王侯、大名④公、公爵⑤長、大将、巨擘(柳川勝二ほか編『模範仏和大辞典〔改版増補版〕』1936年、1540頁)。
- (7) 君主、皇族、王侯、公爵、長(丸山順太郎編『コンサイス仏和辞典〔廿四版〕』1940年、776頁)。
- (8) 君、國君、君主；皇子、親王、王、宮、皇族；王侯、大名；公、公爵；長、大立者、巨擘(井上源次郎・田島清編『新仏和中辞典〔十九版〕』1944年、576頁)。
- (9) ①君主、帝王②王子、皇子、親王、王族、皇族③大公、プリンス④公国の統治者、公⑤〔比喩的に〕(斯界の)第一人者、巨頭、王者⑥〔史〕～du Sénat(古代ローマの)元老院首位者(伊吹武彦ほか編『仏和大辞典』1981年、1954頁)。
- (10) 君主；皇族、王族；公爵(山本直文ほか編『最新フランス語大辞典』1983年、1287頁)。
- (11) ①王家の男性親族；《特に》(王・皇帝の嫡男である)王子、皇子②(お伽話の)王子さま、若さま③《文》君主、王④大公⑤(deの)王、第一人者、中心人物(鈴木信太郎ほか『新スタンダード仏和辞典』1987年、1426頁)。
- (12) ①君主、王②王子、皇子、親王；皇族、王族③大公；公爵④第一人者、王者、巨頭、大御所⑤《会話》(君主のように)寛大な人(小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編『小学館ロベール仏和大辞典』1988年、1944頁)。
- (13) ①君主、帝王②王子、親王、王族③大公、公爵、公④第一人者、王者、主要人物⑤princes de la terre この世の王侯貴族(田村毅ほか編『ロワイヤル仏和中辞典〔第二版〕』2005年、1593-4頁)。
- (14) ①君主、王②王子、皇子、親王、③大公、公爵ducの上の位にあるフ

ランスの最高位貴族④第一人者、王者（大賀正喜編者代表『小学館プロ
グレッシブ仏和辞典〔第二版〕』2008年、1156頁）。

三 *Du Contrat social*における独自の prince という語の分析

*Du Contrat social*において prince という語は71回（1編8回、2編3回、3編45回、4編15回）使用されている⁽⁷⁾。「君主」等の翻訳語で表現できる prince 概念（通常の prince 概念）を担わされている語は38回使用されている。しかし、*Du Contrat social*においてルソーは通常の prince 概念とは異なる概念を担わせて prince という語を33回使用していると考えられる。そこで、以下では、それらの特別な prince という語を分析してみたい⁽⁸⁾。

〈テキスト1〉

Or le Citoyen n'est plus juge du péril auquel la loi veut qu'il s'expose, et quand le Prince lui a dit, il est expédient à l'Etat que tu meures, il doit mourir; puisque ce n'est qu'à cette condition qu'il a vécu en sureté jusqu'alors, et que sa vie n'est plus seulement un bienfait de la nature, mais un don conditionnel de l'Etat. (CS,p.376)

Prince に対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「政府」（兆民A訳、12頁）、「王」（服部訳、二ノ二十二—二十三頁）、「官」（兆民B訳、189頁）、「君主」（原田訳、九十一—九十一頁、藤田訳、63頁、市村・森口訳、八五頁、加藤訳、41頁、井伊訳、56頁、根津訳、55頁、平岡・根岸A訳、147頁、平岡・根岸B訳、54頁）、「帝王」（平林A訳、六六頁、平林B訳、56頁）、「統治者」（桑原ほか訳、54頁、中山訳、76頁）、「執政体プランス」（井上訳、48頁）、「統治者プランス」（作田訳、55頁）。

日本における最初の翻訳である兆民A訳でも、また、さらなる検討を

加えた兆民B訳でも中江兆民がPrinceという語に対して、後続の翻訳者の多くが与えていた「王」「君主」「帝王」という翻訳語を与えていなかったという事実に注目したい。Princeという語が通常概念を担わされていないということを認識していたのであろう。そこで、兆民A訳では「政府」という翻訳語を採用することにした。しかし、さらなる研究を経て、「政府」という翻訳語では問題があると考えて、最終的には「官」という翻訳語を採用することに決めた。Princeという語が担わされている概念は「政府」という語が担わされている概念であると兆民A訳の段階では解釈したのであるが、「政府」ではなく「政府」の構成員であると兆民B訳の段階では解釈を変更して、「政府」の構成員であるならば「官」という翻訳語が最適であろうと考えたのであろうか。

しかし、明治期、大正期、昭和前期、さらには、昭和後期に至るまで後続の翻訳者たちの多くは「王」「君主」「帝王」という翻訳語を与えてきたのである。Princeという語が通常概念を担わされていると考えてきたのである。1954年に至り桑原ほか訳は「王」「君主」「帝王」という翻訳語ではなくて「統治者」という翻訳語を初めて与えた。中山訳はそれを踏襲している。作田訳もそれを踏襲しているが、原語を読者に示しておくことが必要であると考えて、「統治者」という翻訳語に「プランス」を付けている。井上訳は「統治者」という翻訳語には問題を感じていたようであり、「執政体」という翻訳語を採用して、原語は「プランス」とあるということを示している。

Princeがcitoyenに対してtu meures (à la guerreが省略されていると考えれば、ただ単に「死ぬ」という翻訳語ではなく「戦死する」という翻訳語を選択すべきであろう)と言う。vousという語ではなくtuという語を選択した理由は何か。Princeとcitoyenの独特な関係を認識していなければその理由を理解することはできない。

Princeとcitoyenの関係は他人関係、他人関係を前提とする上下関係ではない。Princeとcitoyenの関係はassociéであるmagistratの集合体であ

る Prince と associé である sujet の関係である。最終的には associé と associé の関係である。それゆえ、親しい間柄の associé (associé である magistrat の集合体である Prince) が associé (associé である sujet) に向かって、vous ではなく tu という語を選んで呼びかけることに違和感はない。

とすれば、tu という語に対して「汝」(兆民A訳、兆民B訳、市村・森口訳、平林B訳、加藤訳、井伊訳、根津訳、中山訳)、「お前」(桑原ほか訳、平岡・根岸A訳)「おまえ」(平岡・根岸B訳、井上訳、作田訳)という翻訳語を与えることは問題である。Prince と citoyen の関係を他人関係、他人関係を前提とする上下関係と認識している翻訳者たち(「政府」→「国人」[兆民A訳、12頁]、「王」→「国人」[服部訳、二ノ二十二―二十三頁]、「官」→「衆人」[兆民B訳、189頁]、「君主」→「国人」[原田訳、九十一―九十一頁]、「君主」→「国人、国民」[藤田訳、63頁]、「君主」→「公民」[市村・森口訳、八五頁、加藤訳、41頁、根津訳、55頁]、「帝王」→「市民」[平林A訳、66頁、平林B訳、56頁]、「君主」→「市民」[井伊訳、56頁、平岡・根岸A訳、147頁]、「統治者」→「市民」[桑原ほか訳、54頁、中山訳、76頁]、「執政体プランス」→「市民」[井上訳、48頁]、「統治者プランス」→「市民」[作田訳、55頁])は、そのような認識を前提として、「汝」、「お前」、「おまえ」という上から目線の翻訳語を選択している。Prince と citoyen の関係を正しく認識していなければ、その前に、Prince 概念と citoyen 概念を正しく認識していなければ、tu という語を正しく翻訳することもできないのである。すべての出発点は、「王」「有司」「王侯」「政府」「王公」「君主」「帝王」「統治者」「執政体プランス」「統治者プランス」という翻訳語を採用する前提としての、各翻訳者による、Prince という語が担わされている概念の認識にあると考える。特に、井上訳が採用している「執政体プランス」という翻訳語に注目したい。〈テキスト1〉の Prince という語が担わされている概念を井上氏は独特の概念であると認識したのであり、だからこそ、「執政体プランス」という翻訳語を選択、採用したのである。しかし、当該概念をどのように認識していたのであろうか。

「princeという語に、ルソーは特有の意味を与えているが、その意味でこの語が用いられているのは、これが最初」であり、「ルソーによれば、princeは主権者ではな」いのであるが、「法の執行者すなわち行政官である」（作田訳、219頁）という作田氏の認識は正確ではない。「法の執行者すなわち行政官」ではなく、「法の執行者すなわち行政官」の集合体である。作田訳の注はドラテの注に依拠していると思われる。un sense particulier（特殊な意味）という認識は共有できるがle Magistrat chargé de l'exécution des loisという認識は正確ではない。Magistratの集合体がPrinceなのである。

桑原ほか訳に至り、〈テキスト1〉のPrinceという語が担わされている概念の独自性が「発見された」と考える。「王」「君主」という伝統化していた翻訳語を否定して「統治者」という翻訳語を初めて採用している。桑原ほか訳の共同翻訳者たちがどのような議論を経て〈テキスト1〉のPrinceという語が担わされている概念が通常概念ではなくルソー独自の概念であるという結論に至ったのか。当時、異論はなかったのであろうか。また、「発見された」当該概念を適切に表現できる翻訳語として「統治者」という翻訳語以外の翻訳語は検討されなかったのであろうか。

〈テキスト2〉

Les membres de ce corps s'appellent Magistrats ou *Rois*, c'est-à-dire, *Gouverneurs*, et le corps entier porte le nom de Prince. (CS,p.396)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司、總裁」（服部訳、三ノ四頁、藤田訳、109頁）、「有司、總官」（原田訳、百六十一頁）、「王侯（prince）」（市村・森口訳、一三六頁）、「霸王（Prince）」（平林A訳、一一五頁）、「王公（prince）」（平林B訳、86頁）、「王侯」（加藤訳、64頁）、「君主」（井伊訳、95頁）、「王侯（傍点付き）」（根津訳、93頁）、「統治者プランス」（桑原ほか訳、84頁、中山訳、120頁）、「統治者プラ

ンス〔元首〕(prince)」（平岡・根岸A訳、166頁、平岡・根岸B訳、84頁）、
 「《執政体フランス》」（井上訳、75頁）、「統治者〔傍点付き〕(prince)」（作
 田訳、88-89頁）。

桑原ほか訳以前の翻訳書の翻訳語（有司、總裁、總官、王侯（prince）、
 霸王（Prince）、王公（prince）、王侯、君主、王侯（傍点付き））では
Prince (12) が担わされている概念を表現することができない。*Prince*
 (12) が担わされている概念がルソー独自の概念であることを認識してい
 たと思われる桑原ほか訳以後の翻訳書の翻訳語（統治者フランス、統治者フ
 ランス〔元首〕(prince)、《執政体フランス》、統治者〔傍点付き〕(prince)）で
 も *Prince* (12) が担わされている概念を表現することができない。それ程
 に *Prince* (12) が担わされている概念がルソー独自の概念なのである。

Prince (12) が担わされている概念は、sujetsとSouverain相互の連絡
 を目的としてsujetsとSouverainの間に樹立された、法律の執行と市民的
 自由・政治的自由の維持を責務とする仲介団体全体である、と規定され
 る。

市村・森口訳は「王侯（prince）」という翻訳語を与えているが、翻訳書
 の読者に注意を喚起して、「茲に所謂『王侯』とは普通の意味に謂ふ王侯
 では無い」（一三七頁）と「評註」で書いている。「普通の意味に謂ふ王侯
 では無い」という認識までは市村・森口の両氏は到達していたということが
 確認できる。しかし、それでは、「普通の意味」ではないどういう意味
 なのか。その認識までは到達していなかったのではなからうか。到達して
 いれば、「王侯」という翻訳語を与えることはなかったであろう。

〈テキスト3〉

J'appelle donc *Gouvernement* ou suprême administration l'
 exercice légitime de la puissance exécutive, et Prince ou magistrat l'
 homme ou le corps chargé de cette administration.(CS,p.396)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ四頁、原田訳、百六十一頁、藤田訳、110頁)、「王侯」(市村・森口訳、一三七頁、加藤訳、64頁)、「霸王(政府)」(平林A訳、一一六頁)、「王公」(平林B訳、86頁)、「君主」(井伊訳、96頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、93頁)、「統治者」(桑原ほか訳、85頁、作田訳、89頁、中山訳、121頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、166頁、平岡・根岸B訳、85頁)、「執政体」(井上訳、76頁)。

「(法律)執行権力の法律に基づく行使」という概念をルソーは構成している。そして、当該概念を *Gouvernement* という語、あるいは *suprême administration* という語を通して表現している。語は絶対ではない。概念を適切に表現できれば *Gouvernement* という語、あるいは *suprême administration* という語ではなく別の語を採用してもかまわない。別の語を採用すべきである。

当該 *administration*、すなわち「(法律)執行権力の法律に基づく行使」を職責とする人をルソーは *magistrat* という語を通して表現し当該 *administration*、すなわち「(法律)執行権力の法律に基づく行使」を職責とする団体をルソーは *Prince* という語を通して表現している。

Prince という語が担わされている概念は、「(法律)執行権力の法律に基づく行使」を職責とする団体である、と規定されている。

légitime という語が担わされている概念の認識の差異により「合法的」という翻訳語と「正当な」という翻訳語が選択される。*Souverain* が立法権力を行使して立法されている法律の存在を前提として、*Prince* の前にすでに所与のものとして存在している当該法律に基づいて法律執行権力を行使するのであるから、「合法的」「法律に基づく」という翻訳語を選択したい。「正当な」という翻訳語を選択すると正当性の概念が問題とされることになる。

「合法的」という翻訳語を与えている翻訳書は、市村・森口訳(「適法に」)、平林B訳、加藤訳、根津訳、桑原ほか訳、平岡・根岸A訳、平岡・

根岸B訳、作田訳、中山訳（「合法的な」、「正当な」という翻訳語を与えている翻訳書は、井伊訳（「正當な」、井上訳である。

〈テキスト4〉

Il suit de ce double rapport que la proportion continue entre le Souverain, le Prince et le peuple n'est point une idée arbitraire, mais une conséquence nécessaire de la nature du corps politique.(CS,p.398)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王侯」（市村・森口訳、一四二頁、加藤訳、66頁）、「政府」（平林A訳、一九頁、平林B訳、89頁）、「君主」（井伊訳、98頁、平岡・根岸A訳、167頁、平岡・根岸B訳、87頁）、「王侯（傍点付き）」（根津訳、95頁）、「統治者」（桑原ほか訳、87頁、作田訳、91頁、中山訳、124頁）、「執政体」（井上訳、78頁）。なお、服部訳、原田訳、藤田訳は翻訳していない。

la proportion continue entre le Souverain, le Prince et le peupleはce double rapportの結果である。

まず、ce double rapportとは何か。SouverainとGouvernementとEtatの関係が二重なのである。GouvernementとEtatの関係とSouverainとGouvernementの関係は連動しているのである。

平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳は〈テキスト4〉のPrinceという語には「君主」という翻訳語を与えている。どうして「統治者フランス〔元首〕(prince)」「統治者フランス」という翻訳語を与えなかったのであろうか。〈テキスト2〉のPrinceという語、〈テキスト3〉のPrinceという語は「統治者フランス〔元首〕(prince)」「統治者フランス」という翻訳語を与えるべき独特な概念を担わされているが、〈テキスト4〉のPrinceという語は通常概念を担わされていると解釈したので「君主」という翻訳語を与えたのであろうか。

平林A訳、平林B訳は「政府」という翻訳語を与えている。「霸王（政

府)」ではなく「政府」である。〈テキスト4〉のPrinceという語が担わされている概念をどのように認識したのであろうか。

〈テキスト5〉

Ainsi la volonté dominante du Prince n'est ou ne doit être que la volonté générale ou la loi, sa force n'est que la force publique concentrée en lui, sitôt qu'il veut tirer de lui-même quelque acte absolu et indépendant, la liaison du tout commence à se relâcher. (CS,p.399)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ十一頁、原田訳、百六十九頁、藤田訳、113頁)、「王侯」(市村・森口訳、一四五頁、加藤訳、67頁)、「政府」(平林A訳、一二一頁、平林B訳、90頁)、「君主」(井伊訳、100頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、97頁)、「統治者」(桑原ほか訳、88頁、作田訳、93頁、中山訳、126頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、168頁、平岡・根岸B訳、88頁)、「執政体」(井上訳、80頁)。

〈テキスト5〉のPrinceという語、すなわちPrince (16) という語に対しては服部訳、原田訳、藤田訳までは「有司」という翻訳語を与えていた。「有司」ではなく「有司の集合体」という翻訳語を与えるべきであったと考えるが、それでも、「有司」という翻訳語を与えるレベルまでは概念を認識していたということは高く評価される。しかし、市村・森口訳が「王侯」という翻訳語を与えたことを出発点として、その後は、「王侯」(加藤訳)、「君主」(井伊訳)、「王侯(傍点付き)」(根津訳)という翻訳語が続くことになる。平林A訳、平林B訳は「政府」という翻訳語を与えているが、服部訳、原田訳、藤田訳よりも概念認識が後退している。「政府」ではなく「政府の構成員」であり、「政府の構成員」ではなく「政府の構成員の集合体」である。市村・森口訳、加藤訳、井伊訳、根津訳は概念認

識が出来ないまま、Princeという語のレベルで翻訳語を与えてしまっている。桑原ほか訳以降はPrince (16) という語が担わされている概念がルソー独自の概念であるということが認識されていたと考えることが出来る。

la volonté dominante du Prince。Princeの他に優越する意志。他とは la volonté particuliere と la volonté de corps である。他に優越する意志とは la volonté générale である。2編2章参照。

Princeの3つの意志の中でPrinceは la volonté générale だけに従わなければならないのである。事実レベルの話ではない。規範レベルの話である。

平岡・根岸A訳は〈テキスト5〉のPrinceという語に対しては「統治者フランス」という翻訳語を与えている。〈テキスト5〉のPrinceという語は〈テキスト3〉〈テキスト4〉のPrinceという語と同様、独自概念を担わされていると解釈したのであろう。

〈テキスト6〉

S'il arrivoit enfin que le Prince eut une volonté particuliere plus active que celle du Souverain, et qu'il usât pour obéir à cette volonté particuliere de la force publique qui est dans ses mains, en sorte qu'on eut, pour ainsi dire, deux Souverains, l'un de droit et l'autre de fait ; à l'instant l'union sociale s'évanouiroit, et le corps politique seroit dissout. (CS,p.399)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ十一頁、原田訳、百七十頁、藤田訳、114頁)、「王侯」(市村・森口訳、一四五頁、加藤訳、67頁)、「政府」(平林A訳、一二二頁、平林B訳、90頁)、「君主」(井伊訳、100頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、97頁)、「統治者」(桑原ほか訳、88頁、作田訳、93頁、中山訳、126頁)、「統治

者フランス」(平岡・根岸A訳、168頁、平岡・根岸B訳、88頁)、「執政体」(井上訳、80頁)。

Princeはcelle du Souverainすなわち他に優越する意志であるla volonté généraleに従わなければならないのにそれ以上に活発なvolonté particuliereを持ち、手中にあるla force publiqueをla volonté généraleに従わせるのではなくvolonté particuliereに従わせようとするれば、正当なSouverainと事実上のSouverainが存在することになってしまい、たちまち社会的結合は消滅し、政治体は崩壊させられる。

〈テキスト7〉

Cette existence particuliere suppose des assemblées, des conseils, un pouvoir de délibérer, de résoudre, des droits, des titres, des privileges qui appartiennent au Prince exclusivement, et qui rendent la condition du magistrat plus honorable à proportion qu'elle est plus pénible.(CS,p.399)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ十二頁、原田訳、百七十一頁)、「王侯」(市村・森口訳、一四六頁、加藤訳、67頁)、「政府」(平林A訳、一二二頁)、「王公」(平林B訳、91頁)、「君主」(井伊訳、101頁、平岡・根岸A訳、168頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、97頁)、「統治者」(桑原ほか訳、89頁、作田訳、94頁、中山訳、126頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸B訳、89頁)、「執政体」(井上訳、80頁)。なお、藤田訳は翻訳していない。

政府の構成員全員、すなわちPrinceが一致して行動し政府設立目的を実現するためには特殊な自我、政府の構成員全員に共通する意識、自己保存の力と意志を持つPrinceだけに帰属する諸条件が必要なのである。

平岡・根岸A訳は〈テキスト7〉のprinceという語に対しては「君主」という翻訳語を与えている。〈テキスト3〉のPrinceという語、〈テクス

ト4)のPrinceという語は「統治者プランス〔元首〕(prince)」「統治者プランス」という翻訳語を与えるべき独特な概念を担わされているが、〈テキスト1〉〈テキスト4〉のPrinceという語と同様、〈テキスト7〉のPrinceという語も通常概念を担わされていると解釈したので「君主」という翻訳語を与えたのであろうか。しかし、〈テキスト1〉〈テキスト4〉も含め、通常概念ではなく独自の概念が担わされているのではないだろうか。

〈テキスト8〉

Pour exposer la cause générale de ces différences, il faut distinguer ici le Prince et le Gouvernement, comme j'ai distingué ci-devant l'Etat et le Souverain.(CS,p.400)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ十四頁、原田訳、百七十三頁、藤田訳、115頁)、「王侯」(市村・森口訳、一四八頁)、「政府を成立せしむる原理」(平林A訳、一二四頁)、「その原質」(平林B訳、92頁)、「その原理」(加藤訳、68頁)、「君主」(井伊訳、102頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、100頁)、「統治者」(桑原ほか訳、90頁、中山訳、128頁)、「統治者プランス」(平岡・根岸A訳、169頁、平岡・根岸B訳、91頁、作田訳、95頁)、「執政体」(井上訳、82頁)。

〈テキスト8〉のPrinceという語が担わされている概念の認識は翻訳者たちの間で混乱を極めていた。

出版された順に検討してみたい。

EtatとSouverainの区別とPrinceとGouvernementの区別が対照されている。Etatがsujetを構成要素とする集合体であると考えれば、Princeはmagistratを構成要素とする集合体である。

3編2章の初訳は1877年出版の服部訳である。服部訳はEtatとSouverainを「国家と君主」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「有司

と政府」と翻訳している。magistratという語に対して「有司」という翻訳語を与えることはできるとしても、Princeという語に対して「有司」という翻訳語を与えることはできない。magistratという語に対して「有司」という翻訳語を与えるならばPrinceという語に対しては「有司の集合体」という翻訳語を与えなければならない。

原田訳はEtatとSouverainを「政府と君主」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「有司と政府」と翻訳している。Etatという語に対して「政府」という翻訳語を与え、Gouvernementという語に対しても同じ「政府」という翻訳語を与えている。先行する服部訳がEtatという語に対して「国家」という翻訳語を与えていたのに、なぜ、「政府」という翻訳語をあえて与えたのか。原田は服部とは異なる「国家」概念と「政府」概念を念頭に置いていたのであろうか。しかし、そうであったとしても、Etatという語に対して「政府」という翻訳語を与えることは問題であらう。

藤田訳は原田訳ではなく服部訳に従ってEtatとSouverainを「国家と君主」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「有司と政府」と翻訳している。しかし、服部訳と同様の問題が指摘できる。

市村・森口訳はEtatとSouverainを「国家と主権者」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「政府と王侯」と翻訳している。「王侯と政府」ではない。どうして逆にしたのであろうか。「国家」と「王侯」が対応し「主権者」と「政府」が対応していると考えたのであろうか。Princeという語に対して「王侯」という翻訳語を与えることは市村・森口訳にとっての先行訳である服部訳、原田訳、藤田訳の「有司」という翻訳語よりも問題なのではないか。Princeという語が担わされている概念は「王侯」という語が担わされている概念とはまったくの別概念である。Princeというフランス語の通常概念に市村・森口訳は支配されていたのであろう。

平林A訳はさらに問題である。EtatとSouverainを「国家と主権者」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「政府と政府を成立せしむる原理」と翻訳している。どうしてこのような翻訳になるのであろうか。先行訳で

は意味不明と考えた平林A訳は、長く考えて、意味が通るように、原語から離れて、あえて、「政府と政府を成立せしむる原理」と翻訳することにしたのであろう。苦心の翻訳ではあるが問題である。翻訳者自身もPrinceという語が担わされている概念を認識できてはいなかったのであろう。

平林B訳は「政府と政府を成立せしむる原理」という翻訳を「その原質」という翻訳に変更している。平林B訳の段階でもPrinceという語が担わされている概念を認識できてはいなかったのであろう。

加藤訳はEtatとSouverainを「国家と主権者」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「政府とその原理」と翻訳している。平林A訳を踏襲し表現を変更したのであろうと思われる。加藤訳もPrinceという語が担わされている概念を認識できてはいなかったのであろう。

明治期、大正期、昭和前期の翻訳語はすべて問題である。日本語への最初の翻訳語、服部訳の「有司」という翻訳語が、上記のような問題があるとしても、相対的には評価できる。

それでは、昭和後期、平成期の翻訳語はどうであろうか。

昭和後期、すなわち戦後の初訳である井伊訳はどうであろうか。井伊訳はEtatとSouverainを「国家と主権者」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「君主と政府」と翻訳している。Princeという語が担わされている概念を認識できてはいなかったというより、Princeという語が担わされている概念を認識するという問題意識をもってはいなかったのであろうと思われる。Princeという語を「君主」という語に置き換えているだけである。先行訳の翻訳者たちが、苦しみ考えて、さまざまな翻訳語を工夫していたことから学んでいなかったのであろうか。

根津訳はEtatとSouverainを「国家と主権者」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「王侯（傍点付き）と政府」と翻訳している。市村・森口訳の「政府と王侯」を「王侯と政府」にして、単に「王侯」ではなく、読者の注意を促すために傍点を付けている。Princeという語が担わされ

ている概念を認識する努力を根津氏がしていたことを推測できる。しかし、概念認識はできなかったのではないかと思われる。

桑原ほか訳はEtatとSouverainを「国家と主権者」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「統治者と政府」と翻訳している。桑原ほか訳の共同翻訳者たちはPrinceという語が担わされている概念が通常概念ではないと認識していたので先行翻訳語のどれも採用することはできないと考えた。そこで、検討の結果、「統治者」という初めての翻訳語を考え出した。しかし、Princeという語が担わされている概念と「統治者」という語が担わされている概念は同一概念、あるいは近似概念なのであろうか。翻訳書の読者は「統治者」という翻訳語を読んだとき、Princeという語が担わされている概念を念頭に思い浮かべることができるのであろうか。

平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳はEtatとSouverainを「国家と主権者」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「統治者フランスと政府」と翻訳している。桑原ほか訳を踏襲して「統治者」という翻訳語を採用することにしたのであるが、「統治者」という翻訳語であると読者に誤解される恐れを感じていたのであろう。そこで、原語はPrinceであることを読者に注意させるために、フランスというカタカナ表記を念のために「統治者」に付けることにしたのであろう。そのことは、平岡・根岸A訳が、さらには、9年の再検討の時を経て改訳された平岡・根岸B訳が「統治者」という翻訳語には自信を持てなかったということの意味していると考えられる。確信は持てないとしてもとりあえずは「統治者」という翻訳語を与えることにしたということであろう。

井上訳はEtatとSouverainを「国家と主権者」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「執政体と政府」と翻訳している。桑原ほか訳の「統治者」、平岡・根岸A訳の「統治者フランス」という翻訳語を踏襲するべきかどうか、検討した結果、踏襲しないという判断をして、その上で、「執政体」という初めての翻訳語を採用することにしたのであろう。Princeという語が担わされている概念を認識するために多くの時間を費やしたこ

と思われる。その結果、概念を認識した。そして、当該概念を日本語という言語で再表現するための最適語を探すことになる。「執政体」という翻訳語が選び出されることになった。苦心の結果選び出された翻訳語である。しかし、「執政体」という翻訳語を読んだ読者はどのような概念を認識することになるのであろうか。「執政体」という翻訳語を読んだ読者はPrinceという語が担わされている概念を認識することが出来るのであろうか。

作田訳は平岡・根岸A訳同様、EtatとSouverainを「国家と主権者」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「統治者フランスと政府」と翻訳している。1966年の井上訳から13年の時を経て、井上訳が初めて採用した「執政体」という翻訳語は採用せず、1956年の平岡・根岸A訳を踏襲した、あるいは、1954年の桑原ほか訳を基本的には踏襲したということはPrinceという語が担わされている概念の認識が桑原ほか訳、平岡・根岸A訳と同一であって、当該概念を表現する翻訳語としても桑原ほか訳、平岡・根岸A訳の翻訳語、すなわち「統治者フランス」「統治者」こそが最適翻訳語であると考えたのであろうか。「執政体」という翻訳語は作田氏によって認識された概念を表現する翻訳語としては適切ではないと考えたのであろうか。どうしても「統治者フランス」でなければ当該概念を日本語で表現することはできないと考えていたのであろうか。それでは当該概念はどのような概念なのであろうか。

中山訳は桑原ほか訳を踏襲して、EtatとSouverainを「国家と主権者」と翻訳し、PrinceとGouvernementを「統治者と政府」と翻訳している。Princeという語が担わされている概念を独自に認識した上で、認識された概念を表現するためには「統治者」という翻訳語こそが他のすべての翻訳語と比較した場合、最適翻訳語であるとの結論に至ったのであろうか。「執政体」という翻訳語を採用することが出来ないと中山氏が判断した理由はどのようなものであったのだろうか。井上訳の概念認識に問題があると考えたのか、あるいは、概念認識は井上訳と同一であるが、当該概念を

表現する翻訳語としては「執政体」という翻訳語は適切ではないと考えたのであろうか。

以上の検討を通して理解できたことは、翻訳者たちがPrinceという語が担わされている概念をどのように認識していたのかということを確認することが出来ないということなのである。

〈テキスト9〉

Premierement la volonté propre de l'individu, qui ne tend qu'à son avantage particulier; secondement la volonté commune des magistrats, qui se rapporte uniquement à l'avantage du Prince, et qu'on peut appeller volonté de corps, laquelle est générale par rapport au Gouvernement, et particuliere par rapport à l'Etat, dont le Gouvernement fait partie; en troisieme lieu, la volonté du peuple ou la volonté souveraine, laquelle est générale, tant par rapport à l'Etat considéré comme le tout, que par rapport au Gouvernement considéré comme partie du tout.(CS,pp.400-401)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ十五頁、原田訳、百七十四頁、藤田訳、115頁)、「王侯」(市村・森口訳、一四九頁、加藤訳、69頁)、「政府」(平林A訳、一二五頁、平林B訳、92頁)、「君主」(井伊訳、103頁、平岡・根岸A訳、170頁、平岡・根岸B訳、91頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、101頁)、「統治者」(桑原ほか訳、90頁、作田訳、96頁、中山訳、129頁)、「執政体」(井上訳、82頁)。

平林訳は〈テキスト8〉のPrinceという語に対しては「政府を成立せしむる原理」(平林A訳)、「その原質」(平林B訳)という翻訳語を与えていたのに〈テキスト9〉のPrinceという語に対しては「政府」という翻訳語を与えている。その理由は何か。加藤訳は〈テキスト8〉のPrinceという語に対しては「その原理」という翻訳語を与えていたのに〈テクス

ト9)のPrinceという語に対しては「王侯」という翻訳語を与えている。その理由は何か。平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳は〈テキスト8〉のPrinceという語に対しては「統治者プランス」という翻訳語を与えているのに〈テキスト9〉のPrinceという語に対しては「君主」という翻訳語を与えている。〈テキスト9〉のPrinceという語が担わされている概念は〈テキスト8〉のPrinceという語が担わされている概念とは別概念であって、通常概念であると解釈したのであろう。その理由は何か。

〈テキスト9〉のPrinceという語が担わされている概念と〈テキスト8〉のPrinceという語が担わされている概念は同一概念であって、通常概念ではなく独自概念であると考える。

l'avantage du Princeは「王侯」の利益、「君主」の利益ではない。「有司」の利益、「政府」の利益でもない。「統治者」の利益、「執政体」の利益という翻訳は、翻訳者がPrinceという語が担わされている独自概念を認識していたとしても、翻訳書の読者にはPrinceという語が担わされている独自概念が伝達されないであろう。

〈テキスト10〉

Au contraire, unissons le Gouvernement à l'autorité législative; faisons le Prince du Souverain, et de tous les Citoyens autant de magistrats: Alors la volonté de corps, confondue avec la volonté générale, n'aura pas plus d'activité qu'elle, et laissera la volonté particuliere dans toute sa force.(CS,p.401)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ十六頁、原田訳、百七十六頁、藤田訳、116頁)、「王侯」(市村・森口訳、一五一頁、加藤訳、70頁)、「政府」(平林A訳、一二六頁、平林B訳、93頁)、「君主」(井伊訳、104頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、102頁)、「統治者」(桑原ほか訳、91頁、平岡・根岸B訳、92頁、作田訳、97

頁、中山訳、131頁)、「君主」(平岡・根岸A訳、170頁)、「執政体」(井上訳、83頁)。

服部訳、原田訳、藤田訳、市村・森口訳、平林A訳、平林B訳、加藤訳、井伊訳、根津訳は *faisons le Prince du Souverain, et de tous les Citoyens autant de magistrats* と書くことによってルソーが表現を目指していた内容を理解できていなかったと考える。

平岡・根岸B訳はPrinceという語に対する翻訳語を〈テキスト9〉の「君主」(平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳)ではなく「統治者」にしている。〈テキスト9〉のPrinceという語が担わされている概念の認識は平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳の間に差異はなかったのであるが、〈テキスト10〉のPrinceという語が担わされている概念の認識は違っている。

SouverainでPrinceを作ろう、あるいは、SouverainをPrinceにしよう、とルソーは書いている。etはdoncあるいはpar suite。Souverain、したがって、magistratsと同数のCitoyens全員でPrinceを作ろう、あるいは、Souverain、したがって、magistratsと同数のCitoyens全員をPrinceにしよう、とルソーは書いているのである。Princeという団体、集合体の構成が問題になっているのである。tous les Citoyensが母集団である。tous les Citoyensという母集団を前提として、一人を構成員とするか、少数を構成員とするか、全員を構成員とするか、という選択が問題とされているのである。

〈テキスト11〉

Il semble donc qu'on ne sauroit avoir une meilleure constitution que celle où le pouvoir exécutif est joint au législatif: Mais c'est cela même qui rend ce Gouvernement insuffisant à certains égards, parce que les choses qui doivent être distinguées ne le sont pas, et que le Prince et le Souverain n'étant que la même personne, ne forment, pour ainsi dire, qu'un Gouvernement sans Gouvernement. (CS,p.404)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ十六頁、原田訳、百七十六頁、藤田訳、116頁)、「王侯」(市村・森口訳、一五七頁)、「爲政者」(平林A訳、一三二頁、平林B訳、97頁)、「王」(加藤訳、73頁)、「君主」(井伊訳、109頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、106頁)、「統治者」(桑原ほか訳、95頁、作田訳、101頁、中山訳、136頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、172頁、平岡・根岸B訳、96頁)、「執政体」(井上訳、88頁)。

平林A訳、平林B訳が〈テキスト11〉のPrinceという語に対して「爲政者」という翻訳語を与えている理由は何か。他のテキストのPrinceという語に対しては「帝王」「霸王」「君主」という翻訳語を与えていたのに〈テキスト11〉のPrinceという語に対しては「爲政者」という翻訳語を与えている理由は何か。

PrinceとSouverainが同一人格であるとはどういうことなのか。まず、Princeは集合体でありSouverainも集合体であるということを確認しておきたい。それでは、Princeという集合体を構成する要素は何か。Magistratである。Souverainという集合体を構成する要素は何か。citoyenである。次に、Magistratは必ずcitoyenである。Princeという集合体がcitoyenであるMagistrat全員で構成され、Souverainという集合体がcitoyen全員で構成されている。それゆえ、PrinceとSouverainは同一人格である。

〈テキスト12〉

Jusqu'ici nous avons considéré le Prince comme une personne morale et collective, unie par la force des lois, et dépositaire dans l'Etat de la puissance exécutive.(CS,p.408)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ三十三頁、原田訳、百九十六頁、藤田訳、128頁)、「王

侯」(市村・森口訳、一六六頁、加藤訳、77頁)、「政府(Prince)」(平林A訳、一四一頁)、「王公」(平林B訳、103頁)、「君主」(井伊訳、116頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、113頁)、「統治者」(桑原ほか訳、101頁、作田訳、108頁、中山訳、145頁)、「統治者プランス」(平岡・根岸A訳、176頁、平岡・根岸B訳、102頁)、「執政体」(井上訳、93頁)。

〈テキスト12〉はPrinceという語が担わされている独自概念を認識するための重要なテキストである。Princeは①*personne morale et collective*の場合と②*personne naturelle*の場合に分かれる。①*personne morale et collective*の場 合 は*Democratie*か*Aristocratie*であり ②*personne naturelle*の場合は*Monarchie*である。*personne naturelle*は*Monarque*あるいは*Roi*と呼ばれている。

むしろ次のように言うべきであろうか。Princeは*personne morale*である。当該*personne*の担当者は*personne naturelle*である。担当者である*personne naturelle*が複数の場合(*Democratie*、*Aristocratie*)には*personne morale et collective*と呼ばれ単数の場合(*Monarchie*)には、ルソーが使用している表現ではないが、*personne morale et simple*と呼ぶことも出来るであろう。さらなる検討を要する。

*personne morale et collective*は既存の翻訳書では次のように翻訳されている。「集合シタル理上ノ人物」(服部訳、三ノ三十三頁、原田訳、百九十六頁)、「集合した、理上の如に論じて來た者」(藤田訳、128頁)、「一の精神的な且集合的な人格」(市村・森口訳、一六六頁)、「法人或は集合的人格」(平林A訳、一四一頁、平林B訳、103頁)、「精神的並びに集合的人格」(加藤訳、77頁)、「道徳的集合的人格」(井伊訳、116頁)、「法人、或は集合的人格」(根津訳、113-114頁)、「精神的にして集合的な人格」(桑原ほか訳、101頁)、「集合的な作為的人格」(平岡・根岸A訳、176頁)、「集合的な作為的人格ベルソンヌ・モラル」(平岡・根岸B訳、102頁)、「集合的・法的人格」(井上訳、93頁)、「精神的で集合的な人格」(作田訳、108頁)、「法的で集団的な人格」(中山訳、145頁)。

Prince という語が担わされている独自概念を *personne morale et collective* と規定することも出来るが *corps moral et collectif* (CS,p.361) と規定することも出来る。当該概念構成要素の重要な一つが *morale et collective* である。 *naturelle* ではなくて *morale*、 *individuelle* ではなくて *collective* である。自然に存在するのではなくて頭で考えだされた観念の世界における、さらには、単一の構成要素によって構成されているのではなくて複数の構成要素によって構成されている人格なのである。

morale という語が担わされている概念は何か。

GR に依拠して検討してみたい。 *morale* (形容詞) という語の語義は 5 つ記述されている。

① Qui concerne les moeurs, les habitudes et surtout les regles de conduit admises et pratiquees dans une societe
 ② Qui concerne l'etude philosophique de la morale
 ③ Qui est conforme aux mouers, a la morale
 ④ Qui concerne l'action et le sentiment
 ⑤ Relatif a l'esprit, a la pensee (GR, Tome VI, p.568)

5 番目の語義でルソーは *morale* という語を使用していると考える。

personne morale という表現は CS の中で 6 回 (p.363, p.372, p.377, p.398, p.406, p.408) 使用されている。 *corps morale* という表現は CS の中で 1 回 (p.361) 使用されている。 *une existence partielle et morale* という表現は CS の中で 1 回 (p.381) 使用されている。

Prince という語が担わされている独自概念は *Monarque* あるいは *Roi* という語が担わされている概念とは別概念である。 Prince という語が担わされている独自概念は *personne morale et collective* 概念と *personne naturelle* 概念の上位概念である。 Prince という語が担わされている独自概念は法律執行主体と規定される。法律執行主体概念の下位概念として 2 つの概念が構成されている。法律執行主体が複数である場合、 *personne morale et collective* 概念が構成され、法律執行主体が単数である場合、 *personne naturelle* 概念が構成されている。

法律執行主体である *personne naturelle* 概念を表現する語が *Monarque* あるいは *Roi* という語なのである。そうであれば、*Prince* という語が担わされている独自概念を表現する日本語の翻訳語として「君主」「国王」「王侯」「王公」等の翻訳語を採用することは出来ない。*Prince* という語が担わされている独自概念は *Monarque* あるいは *Roi* という語が担わされている概念とは概念のレベルを異にするのである⁹⁾。

unie par la force des loix と書くことによってルソーは何を言いたかったのか。既存の翻訳書はどのように翻訳しているか。以下の通りである。「法ノ勢力ニ由テ合同シ」(服部訳、三ノ三十三頁)、「法ノ勢力ニテ有司ヲ合同シ」(原田訳、百九十六頁)、「法の勢力で合同シ」(藤田訳、128頁)、「法律の力で結び付けられた」(市村・森口訳、一六六頁)、「法律の力によりて結合され」(平林A訳、一四一頁、平林B訳、103頁)、「法律の力に依って統一された」(加藤訳、77頁)、「法の力によつて結合されてをり」(井伊訳、116頁)、「法律の力で結びつけられ」(根津訳、113頁)、「法の力によって結合され」(桑原ほか訳、101頁)、「法の力のみによって統一を与えられ」(平岡・根岸A訳、176頁)、「法の力によってのみ統一を与えられ」(平岡・根岸B訳、102頁)、「法の力によって結束を与えられ」(井上訳、93頁)、「法の力によって統一され」(作田訳、108頁)、「法の力によって統一された」(中山訳、145頁)。

unie par la force des loix という表現は *toutes les facultés que la loi réunit dans l'autre avec tant d'effort* (p.408) という表現で補足されている。

dépositaire dans l'Etat de la puissance exécutive と書くことによって *le Prince = une personne morale et collective* が法律執行権力の国家内受託者であると説明している。それでは、委託者は何なのか。勿論、*souverain* である。別レベルでは *peuple* である。*souverain = peuple* が所有している *puissance exécutive* を *souverain = peuple* は *le Prince = une personne morale et collective* に委託したのである。*le Prince = une*

personne morale et collective qui est le dépositaire dans l'Etat de la puissance exécutive と書くことも出来る⁽¹⁰⁾。

〈テキスト13〉

Tout au contraire des autres administrations, où un être collectif représente un individu, dans celle-ci un individu représente un être collectif; en sorte que l'unité morale qui constitue le Prince est en même tems une unité physique, dans laquelle toutes les facultés que la loi réunit dans l'autre avec tant d'effort se trouvent naturellement réunies.(CS,p.408)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ三十三頁、藤田訳、128頁)、「官吏」(原田訳、百九十六頁)、「王侯」(市村・森口訳、一六六頁)、「政府(Prince)」(平林A訳、一四二頁)、「王公」(平林B訳、103頁)「政府」(加藤訳、78頁)、「君主」(井伊訳、116頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、114頁)、「統治者」(桑原ほか訳、101頁、作田訳、108頁、中山訳、145頁)、「統治者プランス」(平岡・根岸A訳、176頁、平岡・根岸B訳、103頁)、「執政体」(井上訳、94頁)。

l'unité morale qui constitue le Prince と書くことによってルソーは何を言いたかったのであろうか。Prince という構成体(構成された全体)を構成する観念上の構成単位、ということをもルソーは言いたかったのではないかと考える。

unité という語が担わされている概念を日本語という言葉を使って表現する場合、適切な翻訳語は何か。古い順に例示すれば、「根源」(服部訳、原田訳、藤田訳)、「集合體」(市村・森口訳)、「一體」(平林A訳、平林B訳)、「単位」(加藤訳、根津訳、平岡・根岸A訳、井上訳)、「統一」(井伊訳、桑原ほか訳、作田訳、中山訳)、「単一な者」(平岡・根岸B訳) という翻訳語が試みられている。

認識された概念は4つに分かれる。①「根源」という翻訳語によって表現されている概念②「集合體」「一體」という翻訳語によって表現されている概念③「単位」「単一な者」という翻訳語によって表現されている概念④「統一」という翻訳語によって表現されている概念である。

moraleという語が担わされている概念を日本語という言葉を使って表現する場合、適切な翻訳語は何か。既存の翻訳書では「精神的」(市村・森口訳、平林B訳、加藤訳、井伊訳、根津訳)、「精神的」(桑原ほか訳、井上訳、作田訳)、「法的」(平岡・根岸A訳)、「精神的に」(平岡・根岸B訳)、「法的な」(中山訳)という翻訳語が与えられている。CSにおいてはmoral (e)という語は17回使用されている。

1編7章においてルソーはla personne morale qui constitue l'Etatと書いているが、l'unité morale qui constitue le Princeと書くことによってルソーが表現、伝達を目指していたことを認識するために参考となる。

l'Etatを構成するla personne morale、le Princeを構成するl'unité moraleとはどういうことなのか。

l'Etatという集合体(全体)を構成する構成要素であるla personne morale、le Princeという集合体(全体)を構成する構成要素であるl'unité morale、すなわち、l'Etatという集合体(全体)はla personne moraleを構成要素として構成されている、le Princeという集合体(全体)はl'unité moraleを構成要素として構成されているということであろう。

〈テキスト13〉のPrinceという語が担わされている概念の認識を試みたい。Princeという語が担わされている概念を構成するすべての要素の中の一つの要素は、l'unité moraleである、ということである。l'unité physiqueではなく、l'unité moraleである、ということである。

〈テキスト14〉

Ainsi la volonté du peuple, et la volonté du Prince, et la force publique de l'Etat, et la force particuliere du Gouvernement, tout

répond au même mobile, tous les ressorts de la machine sont dans la même main, tout marche au même but, il n’y a point de mouvemens opposés qui s’entredétruisent, et l’on ne peut imaginer aucune sorte de constitution dans laquelle un moindre effort produise une action plus considérable.(CS,p.408)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「有司」(服部訳、三ノ三十三頁、藤田訳、128頁)、「官吏」(原田訳、百九十七頁)、「王侯」(市村・森口訳、一六六頁、加藤訳、78頁)、「政府」(平林A訳、一四二頁、平林B訳、103頁)、「君主」(井伊訳、117頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、114頁)、「統治者」(桑原ほか訳、101頁、平岡・根岸A訳、176頁、平岡・根岸B訳、103頁、作田訳、108頁、中山訳、146頁)、「執政体」(井上訳、94頁)。

la volonté du PrinceとはMonarchieの場合にはMonarqueの意志、Roiの意志である。

〈テキスト15〉

Plus l’administration publique est nombreuse,plus le rapport du Prince aux sujets diminue et s’approche de l’égalité,en sorte que ce rapport est un ou l’égalité-même dans la Démocratie.(CS,p.409)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「君王」(服部訳、三ノ三十六頁、藤田訳、131頁)、「君主」(原田訳、二百頁)、「王侯」(市村・森口訳、一七二頁、加藤訳、78頁)、「政府(Prince)」(平林A訳、一四五頁)、「王侯」(平林B訳、105頁)、「君主」(井伊訳、120頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、116頁)、「統治者」(桑原ほか訳、104頁、作田訳、110頁、中山訳、148頁)、「統治者プランス」(平岡・根岸A訳、178頁、平岡・根岸B訳、105頁)、「執政体」(井上訳、96頁)。

平林A訳の「政府 (Prince)」から平林B訳の「王侯」に〈テキスト15〉のPrinceという語に対する翻訳語を変更した理由は何か。

le rapport du Prince aux sujetsとは法律執行権行使者全員と合法律行為者全員の比である。

〈テキスト16〉

Alors il se trouve une trop grande distance entre le Prince et le Peuple, et l'Etat manque de liaison.(CS,p.410)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「君王」(服部訳、三ノ三十七頁、藤田訳、131頁)、「君主」(原田訳、二百一頁、井伊訳、120頁)、「王侯」(市村・森口訳、一七二頁、加藤訳、79頁)、「政府」(平林A訳、一四五頁、平林B訳、106頁)、「王侯 (傍点付き)」(根津訳、116頁)、「統治者」(桑原ほか訳、104頁、平岡・根岸A訳、178頁、平岡・根岸B訳、105頁、作田訳、111頁、中山訳、148頁)、「執政体」(井上訳、96頁)。

「君王」「君主」「王侯」「王侯 (傍点付き)」という翻訳語は問題である。「政府」という翻訳語も問題である。「統治者」という翻訳語、「執政体」という翻訳語を採用している翻訳書は〈テキスト16〉のPrinceという語が担わされている概念が通常概念ではないということまでは認識していると考えられる。しかし、「統治者」「執政体」という翻訳語では翻訳書の読者に独自概念を伝達することができないのではないかと思われる。

〈テキスト15〉ではle rapport du Prince aux sujets、〈テキスト16〉ではune trop grande distance entre le Prince et le Peupleと書かれている。〈テキスト15〉のsujetsと〈テキスト16〉のPeupleは同一概念を担わされている別表現なのであろうか。

〈テキスト17〉

Une suite de ce défaut de cohérence est l'inconstance du

gouvernement royal qui, se réglant tantôt sur un plan et tantôt sur un autre selon le caractere du Prince qui regne ou des gens qui regnent pour lui, ne peut avoir longtems un objet fixe ni une conduite conséquente: variation qui rend toujours l'Etat flotant de maxime en maxime, de projet en projet, et qui n'a pas lieu dans les autres Gouvernemens où le Prince est toujours le même.(CS,p.412)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「君王」(服部訳、三ノ四十三頁、藤田訳、136頁)、「君主政府」(原田訳、二百八頁)、「王侯」(市村・森口訳、一七七頁)、「政府當局」(平林A訳、一五一頁)、「政府」(平林B訳、106頁)、「國王」(加藤訳、79頁)、「君主」(井伊訳、126頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、120頁)、「統治者」(桑原ほか訳、107頁、作田訳、114頁、中山訳、153頁)、「統治者プランス」(平岡・根岸A訳、180頁、平岡・根岸B訳、108頁)、「執政体」(井上訳、100頁)。

les autres GouvernemensすなわちDémocratieとAristocratieにおいては、le Prince est toujours le mêmeとはどういうことなのか。常に同じ、とは何を意味しているのか。DémocratieとAristocratieにおいてもPrinceの構成員はもちろん、絶えず変わるので、Princeの構成員を問題とするならば、常に同じではない。しかし、Monarchieにおいて、Princeの唯一の構成員であるMonarque、Roiが変わるのとは違いPrinceの構成員は法律執行権力行使者なのであって、Souverainによってすでに作られている法律を絶対の前提としている。誰がPrinceの構成員になろうとPrince自体は常に同じなのである。Prince自体が法律に基づいて構成、設定されている *personne morale et collective, unie par la force des loix, et dépositaire dans l'Etat de la puissance exécutive* (CS,p.408) であり、Prince自体はSouverainによってPrince設置法が改正されない限り変わらないのであって、担当者が変わるだけのことである。

〈テキスト18〉

Mais quand la Puissance exécutive ne dépend pas assez de la législative, c'est-à-dire, quand il y a plus de rapport du Prince au Souverain que du Peuple au Prince, il faut remédier à ce défaut de proportion en divisant le Gouvernement; car alors toutes ses parties n'ont pas moins d'autorité sur les sujets, et leur division les rend toutes ensemble moins fortes contre le Souverain. (CS, pp.413-414)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、三ノ四十八頁、藤田訳、140頁)、「政府」(原田訳、二百十五頁、平林A訳、一五五頁、平林B訳、111頁)、「王侯」(市村・森口訳、一八二頁、加藤訳、84頁)、「君主」(井伊訳、129頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、125頁)、「統治者」(桑原ほか訳、109頁、作田訳、117頁、中山訳、157頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、182頁、平岡・根岸B訳、111頁)、「執政体」(井上訳、103頁)。

rapport du Prince au Souverainと rapport du Peuple au Princeが比較されている。PrinceとSouverainの関係、PeupleとPrinceの関係を既存の翻訳書はどのように翻訳しているのか。PrinceとSouverainの関係を桑原ほか訳は「統治者の主権者への関係」と翻訳し、PeupleとPrinceの関係を「人民の統治者への関係」(109頁)と翻訳している。しかし、PrinceとSouverainの関係を中山訳は「統治者と主権者の結びつき」と翻訳しているが、PeupleとPrinceの関係を「人民と主権者の結びつき」(157頁)と翻訳している。どうしてこのような翻訳になったのであろうか。

ルソーはsouverain概念、peuple概念を別概念として構成している。その上で、souverain概念をsouverainという語を通して表現し、peuple概念をpeupleという語を通して表現している。人民、すなわち、主権者という表現、人民=主権者という表現、人民(主権者)という表現に出会うたびに、souverain概念とpeuple概念が別概念として構成されているとい

うことを認識していない現実を確認することになる。

平林B訳はPrinceという語に対して「政府」という翻訳語を与えている。しかし、2編5章ではPrinceという語に対して「帝王」という翻訳語を与えているし、3編1章では「王公」という翻訳語を与えている。Princeという語を通して表現されている概念が3つの場合において違うと認識したので異なる3つの概念を表現するために3つの語、「帝王」「王公」「政府」を採用する必要があると考えたのであろうか。それにしても、「政府」という翻訳語の採用は問題である。Gouvernementという語に対する翻訳語として「政府」という翻訳語をすでに採用しているからである。

〈テキスト19〉

Mais quand la Puissance exécutive ne dépend pas assez de la législative, c'est-à-dire, quand il y a plus de rapport du Prince au Souverain que du Peuple au Prince, il faut remédier à ce défaut de proportion en divisant le Gouvernement; car alors toutes ses parties n'ont pas moins d'autorité sur les sujets, et leur division les rend toutes ensemble moins fortes contre le Souverain.(CS,pp.413-414)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、三ノ四十八頁、藤田訳、140頁)、「政府」(原田訳、二百十五頁、平林A訳、一五五頁、平林B訳、111頁)、「王侯」(市村・森口訳、一八二頁、加藤訳、84頁)、「君主」(井伊訳、129頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、125頁)、「統治者」(桑原ほか訳、109頁、作田訳、117頁)、「統治者プランズ」(平岡・根岸A訳、182頁、平岡・根岸B訳、111頁)、「執政体」(井上訳、103頁)、「主権者」(中山訳、157頁)。

中山訳はPeupleとPrinceのrapportを「人民と主権者の結びつき」(157頁)と翻訳している。Princeという語が担わされている概念を日本語で再

表現するためには「主権者」という翻訳語が最適と考えたのであろうか。しかし、PrinceとSouverainのrapportは「統治者と主権者の結びつき」(157頁)と翻訳しているのである。「人民と主権者の結びつき」の「主権者」は「統治者」の誤植なのではないかと考える。

〈テキスト20〉

Plus cet effort augmente, plus la constitution s'altère, et comme il n'y a point ici d'autre volonté de corps qui résistait à celle du Prince fasse équilibre avec elle, il doit arriver tôt ou tard que le Prince opprime enfin le Souverain et rompe le traité Social.(CS,p.421)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、三ノ六十五頁、原田訳、二百三十六頁、藤田訳、153頁)、
「政府」(平林A訳、一七一頁、平林B訳、122頁)、「王侯」(市村・森口訳、一九七頁、加藤訳、92頁)、「君主」(井伊訳、144頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、138頁)、「統治者」(桑原ほか訳、120頁、中山訳、173頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、188頁、平岡・根岸B訳、123頁、作田訳、129頁)、「執政体」(井上訳、113頁)。

celle du Princeは本来はla volonté du peuple ou la volonté souveraine (pp.400-1) でなければならぬのであるが、「事実上の」celle du Princeはvolonté de corps (p.400) になってしまう恐れがある。

〈テキスト21〉

Plus cet effort augmente, plus la constitution s'altère, et comme il n'y a point ici d'autre volonté de corps qui résistait à celle du Prince fasse équilibre avec elle, il doit arriver tôt ou tard que le Prince opprime enfin le Souverain et rompe le traité Social.(CS,p.421)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、三ノ六十五頁、原田訳、二百三十六頁、藤田訳、153頁)、
「政府」(平林A訳、一七一頁、平林B訳、122頁)、「王侯」(市村・森口訳、一
九七頁、加藤訳、92頁)、「君主」(井伊訳、144頁)、「王侯(傍点付き)」(根
津訳、138頁)、「統治者」(桑原ほか訳、120頁、作田訳、129頁、中山訳、173
頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、188頁、平岡・根岸B訳、123頁)、
「執政体」(井上訳、113頁)。

le Prince opprime enfin le Souverain et rompe le traite SocialにおけるPrinceは本来のPrinceではなく「事実上の」Princeである。そのことをルソーは明示していない。読者の混乱の原因である。

〈テキスト22〉

Premierement quand le Prince n'administre plus l'Etat selon les
loix et qu'il usurpe le pouvoir souverain.(CS,p.422)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、三ノ六十六頁、原田訳、二百三十八頁、藤田訳、155頁)、
「政府」(平林A訳、一七四頁、平林B訳、124頁)、「王侯」(市村・森口訳、二
〇〇頁、加藤訳、93頁)、「君主」(井伊訳、147頁)、「王侯(傍点付き)」(根
津訳、139頁)、「統治者」(桑原ほか訳、123頁、作田訳、131頁、中山訳、174
頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、190頁、平岡・根岸B訳、124頁)、
「執政体」(井上訳、114頁)。

このPrinceも「事実上の」Princeである。主権者の意志の表現である法律を執行することだけがPrinceの職務であるにもかかわらず、本来のPrinceではなくなってしまう「事実上の」Princeは主権者の意志の表現である法律を執行しないで、Princeという団体の意志を法律執行権力を使って執行する、すなわち、pouvoir souverainを篡奪する。これでは政治社会設立加入契約に基づく国家は解体することになる。

〈テキスト23〉

Or c'est proprement ce droit, indispensable pour faire vivre et mouvoir le corps politique, que le Souverain donne au Prince en instituant le Gouvernement.(CS,p.432)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、三ノ九十二頁、原田訳、二百六十九頁、藤田訳、177頁)、
「政府員」(平林A訳、一九五頁、平林B訳、138頁)、「王侯」(市村・森口訳、
二二二頁、加藤訳、105頁)、「君主」(井伊訳、166頁)、「王侯(傍点付き)」(根
津訳、158頁)、「統治者」(桑原ほか訳、137頁、作田訳、148頁、中山訳、197
頁)、「統治者プランス」(平岡・根岸A訳、200頁、平岡・根岸B訳、141頁)、
「執政体」(井上訳、130頁)。

平林A訳、平林B訳は〈テキスト23〉のPrinceという語に対して「政府」ではなく「政府員」という翻訳語を与えている。Gouvernementという語に対して「政府」という翻訳語を与えているのでPrinceという語に対して「政府」という翻訳語を与えることが出来なくなったのである。

政治体の生存と活動を実現するための不可欠な権利、すなわち、自分自身はしないことを他者に強要する権利を、主権者が政府を設立するに際して、Princeは主権者から与えられているのである。Princeが当該権利を持ち、当該権利を行使しなければ、sujetsは法律に従って行為しないであろう。法律執行権力はEtat、すなわちsujetの集合体が法律を遵守することを強要、強制する権力なのである。当該権力がなければ政治体は存続できない。

〈テキスト24〉

La difficulté est d'entendre comment on peut avoir un acte de Gouvernement avant que le Gouvernement existe, et comment le Peuple, qui n'est que Souverain ou sujet, peut devenir Prince ou

Magistrat dans certaines circonstances.(CS,p.433)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、三ノ九十六頁、原田訳、二百七十三頁、藤田訳、180頁)、
「政府員」(平林A訳、一九八頁、平林B訳、140頁)、「王侯」(市村・森口訳、
二二六頁、加藤訳、106頁)、「君主」(井伊訳、168頁)、「王侯(傍点付き)」(根
津訳、160頁)、「統治者」(桑原ほか訳、139頁、作田訳、150頁、中山訳、200
頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、201頁、平岡・根岸B訳、143頁)、
「執政体フランス」(井上訳、132頁)。

〈テキスト24〉ではPrince ou Magistratsと書かれているが〈テキスト
26〉ではélections du Prince et des Magistrat、〈テキスト29〉ではseul
Prince et Magistrat uniqueと書かれている。Princeという語とMagistrat
という語は別概念を担わされて使用されている。

井上訳はただ単に「執政体」という翻訳語ではなく、〈テキスト1〉〈テ
キスト2〉(「《執政体フランス》」)と同様に、「執政体フランス」という翻
訳語を与えることにより翻訳書の読者に注意を喚起している。

le Peuple, qui n'est que Souverain ou sujet, peut devenir Prince ou
Magistrat dans certaines circonstances。Souverainという役割を果たす
資格、あるいはsujetという役割を果たす資格しか持っていないはずの
Peupleが、ある場合には、Princeという役割を果たす資格、あるいは、
Magistratという役割を果たす資格を持ちうる。Princeは役割、あるい
は、公職である。

〈テキスト25〉

Les assemblées périodiques dont j'ai parlé ci-devant sont propres
à prévenir ou différer ce malheur, sur-tout quand ells n'ont pas
besoin de convocation formelle: car alors le Prince ne sauroit les
empêcher sans se déclarer ouvertement infracteur des loix et

ennemi de l'Etat.(CS,p.435)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、三ノ百一頁、原田訳、二百七十九頁、藤田訳、184頁)、「政府」(平林A訳、二〇二頁、平林B訳、143頁)、「王侯」(市村・森口訳、二三一頁、加藤訳、109頁)、「君主」(井伊訳、172頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、164頁)、「統治者」(桑原ほか訳、142頁、作田訳、154頁、中山訳、204頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、203頁、平岡・根岸B訳、146頁)、「執政体フランス」(井上訳、135頁)。

平林A訳、平林B訳は〈テキスト25〉のPrinceという語に対しては「政府員」ではなく「政府」という翻訳語を与えている。

定例集会を妨害し、法律違反者であり国家の敵であると自ら宣言することになるのは「事実上の」Princeである。「本来の」Princeは定例集会を妨害することはあり得ないし、法律に違反することも国家の敵になることもあり得ない。ルソーはただ単にPrinceという語を使用するのではなく、de faitという限定を付けるべきであったと考える。

〈テキスト26〉

A l'EGARD des élections du Prince et des Magistrats, qui sont, comme je l'ai dit, des actes complexes, il y a deux voyes pour y proceder; savoir, le choix et le sort.(CS,p.442)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、四ノ十四頁、原田訳、三百頁、藤田訳、197頁)、「王侯」(市村・森口訳、二四七頁)、「政府員」(平林A訳、二一八頁、加藤訳、116頁)、「王府」(平林B訳、152頁)、「君主」(井伊訳、184頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、176頁)、「統治者」(桑原ほか訳、151頁、中山訳、217頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、208頁、平岡・根岸B訳、156頁、作田訳、165頁)。

「執政体フランス」(井上訳、145頁)。

élections du Prince et des Magistratsのetをどのように認識するか。élection du Princeとélection des Magistratsが並列されているのか、あるいは、言い換えられているのか。élection du Princeおよびélection des Magistratsなのか、élection du Princeすなわちélection des Magistratsなのか。

électionとchoixとsortの概念上の差異を認識しなければならない。さらには、suffrageとの概念上の差異をも認識しなければならない。というのも既存の翻訳書では表題のélectionsに対しては「撰擧」「選挙」という翻訳語を与えているのに本文のélectionsに対しては「選出」等の翻訳語を与え、choixに対しては「拔擢」「公選」「選挙」という翻訳語を与えているからである。混乱している。翻訳語「選挙」が担わされている概念が問題である。

問題はélections du Prince et des Magistratsである。選出方法が問題とされている。「選挙」という方法による「選出」と「抽籤」という方法による「選出」が検討されている。

Princeのélection。Princeをélireするとはどういうことなのか。

Gouvernementという団体が創設されていたとしても、Prince、すなわち、Gouvernementの構成員全員はまだ存在しない段階の話である。Gouvernement(政府)という団体がGouvernement(政治、統治)という機能を果たすためにはGouvernement(政府)の構成員全員、すなわち、Princeをélireしなければならない。

2つの手段がある。choixとsortである。

〈テキスト26〉に続く段落冒頭のsuffrage(モンテスキューからの引用文)という語に対して平岡・根岸氏は「選挙」(平岡・根岸A訳、208頁)から「選出」(平岡・根岸B訳、156頁)に翻訳語を変更している。sortという手段によるsuffrageではなくchoixという手段によるsuffrageなのであるから「選出」という翻訳語の方が適切であろう。ルソーの用語ではélection

である。

sortという語に対して「くじ」「抽籤」という翻訳語を与えることは問題であろう。「運」「運命」という翻訳語を与える方が相対的には適切なのではないか。PRでは、sortという語に対してはDécision, désignation par le hasard (p.2400)と意味記述されている。hasard(運、偶然)による決定、指名なのであって、人間の意志、判断には基づかないという点に焦点がある。人間の意志、判断を超えた「運」「運命」によるélectionなのである。

choixはsortと違い、人間の意志、判断に基づくélectionである。人間が立てた一定の基準に基づいて判断されたélectionがchoixなのである。

以上の理解を前提とするとき、électionという語に対して「選挙」という翻訳語を与えているすべての翻訳書(市村・森口訳、平林B訳、加藤訳、井伊訳、根津訳、桑原ほか訳、平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳、井上訳、作田訳、中山訳)は問題であると考えられる。「選挙」ではsortが含まれていない。électionはchoix、sortの上位概念である。choix、sortはélectionに含まれる。ルソーは2つのélections、すなわち、choixとsortを4編3章では論じているのである。

deux voyes pour y proceder (それ、すなわちélectionsを行う2つの手段)こそがle choix et le sortなのである。

〈テキスト27〉

Dans l'Aristocratie le Prince choisit le Prince, le Gouvernement se conserve par lui-même, et c'est là que les suffrages sont bien placés. (CS,p.442)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、四ノ十六頁、原田訳、三百二頁、藤田訳、198頁)、「王侯」(市村・森口訳、二四九頁)、「政府員」(平林A訳、二二〇頁、加藤訳、117

頁)、「王府」(平林B訳、153頁)、「君主」(井伊訳、185頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、177頁)、「統治者」(桑原ほか訳、152頁、作田訳、166頁、中山訳、218頁)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、209頁、平岡・根岸B訳、157頁)、「執政体」(井上訳、146頁)。

服部訳、原田訳、藤田訳が「有司」という翻訳語を採用しないで「王公」という翻訳語を採用した理由は何か。

平林A訳は「政府員」という独自の翻訳語を採用している。〈テキスト27〉のPrinceという語を含む11個(全71個の内)のPrinceという語に対して、あえて、「政府員」という翻訳語を与えているのは〈テキスト27〉等のPrinceという語が担わされている概念はその他のPrinceという語が担わされている概念とは異なる概念であると認識したからであろう。どのように認識したのであるか。

平林B訳は「王府」という翻訳語を採用して平林A訳の「政府員」という翻訳語を放棄している(11個所中9個所)。〈テキスト27〉のPrinceという語が担わされている概念の認識を変更したからなのか、あるいは、概念認識は変更していないが翻訳語を変更しただけなのか。

加藤訳が「政府員」という翻訳語を採用しているのは独自に考えだしたのではなく平林A訳を踏襲しただけなのか。

「王公」(服部訳、原田訳、藤田訳)、「王侯」(市村・森口訳)、「君主」(井伊訳)、「王侯(傍点付き)」(根津訳)という翻訳語を採用している翻訳者たちは〈テキスト27〉のPrinceという語が担わされている概念をどのように認識していたのであろうか。

「統治者」(桑原ほか訳、作田訳、中山訳)、「統治者フランス」(平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳)、「執政体」(井上訳)という翻訳語を採用している翻訳者たちは〈テキスト27〉のPrinceという語が担わされている概念を認識する努力をした上で、それぞれの翻訳語を工夫している。しかし、当該概念をどのように認識していたのであろうか。

PrinceがPrinceを選び出すとはどういうことなのか。Prince概念の認

識が試される。

「王公」が「王公」を選び出す、「王侯」が「王侯」を選び出す、「君主」が「君主」を選び出す、「王侯（傍点付き）」が「王侯（傍点付き）」を選び出すという翻訳文を読んだ読者はどのようなことを認識することになるのであろうか。認識できないと答えるのではないか。

「統治者」が「統治者」を選び出す、「統治者プランス」が「統治者プランス」を選び出す、「執政体」が「執政体」を選び出すという翻訳文を読んだ読者はどのようなことを認識することになるのであろうか。やはり、認識できないと答えるのではないか。

〈テキスト27〉のPrinceという語が担わされている概念は既存の翻訳書の翻訳者たちによっては認識されてはいなかったのではないかという疑問を抱く。

PrinceがPrinceを選び出す、ということはPrince以外の何か、たとえば、SouverainがPrinceを選び出すということではないということなのであろうか。

選び出すPrinceと選び出されるPrinceは同じPrinceなのであろうか。違うPrinceなのではないか。上位のPrinceと下位のPrinceが存在して、上位のPrinceが下位のPrinceを選び出すということなのであろうか。PrinceとはMagistratの集合体であるから、上位のMagistratの集合体が下位のMagistratの集合体を選び出すということなのであろうか。

〈テキスト28〉

Dans l'Aristocratie le Prince choisit le Prince, le Gouvernement se conserve par lui-même, et c'est là que les suffrages sont bien placés. (CS,p.442)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「他ニ王公」(服部訳、四ノ十六頁)、「他ノ王公」(原田訳、三百二頁)、「他

の王公」(藤田訳、198頁)、「王侯」(市村・森口訳、二四九頁)、「政府員」(平林A訳、二二〇頁、加藤訳、117頁)、「王府」(平林B訳、153頁)、「君主」(井伊訳、185頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、177頁)、「統治者」(桑原ほか訳、152頁、作田訳、166頁、中山訳、218頁)、「統治者プランス」(平岡・根岸A訳、209頁、平岡・根岸B訳、157頁)、「執政体」(井上訳、146頁)。

服部訳、原田訳、藤田訳までは〈テキスト27〉のPrinceと区別して「他ニ王公」、「他ノ王公」、「他の王公」という翻訳語が採用されていた。しかし、市村・森口訳以降は「他の」という限定がなされず、〈テキスト27〉のPrinceに対する翻訳語と同一の翻訳語が採用されてきている。〈テキスト28〉のPrinceは〈テキスト27〉のPrinceとは別のPrince、autre Princeとは書かれてはいないが、〈テキスト27〉のPrinceとは別のPrinceをルソーは念頭に置いていたのではないか。

〈テキスト29〉

Le Monarque étant de droit seul Prince et Magistrat unique, le choix de ses lieutenans n'appartient qu'à lui.(CS,p.443)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王」(服部訳、四ノ十九頁、原田訳、三百六頁、藤田訳、201頁)、「王侯」(市村・森口訳、二五一頁)、「政府員」(平林A訳、二二二頁、加藤訳、118頁)、「王府」(平林B訳、154頁)、「君主」(井伊訳、187頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、179頁)、「統治者」(桑原ほか訳、153頁、平岡・根岸A訳、210頁、平岡・根岸B訳、158頁、作田訳、168頁、中山訳、220頁、井上訳、147頁)。

服部訳、原田訳、藤田訳が「王」という翻訳語を採用して「王公」という翻訳語を採用しなかった理由は何か。井上訳が「統治者」という翻訳語を採用して「執政体」という翻訳語を採用しなかった理由は何か。井上訳は全71個のPrinceという語に対して、「君主」という翻訳語を21回、「君主たち」という翻訳語を2回、「『君主論』」という翻訳語を1回、「王公」

という翻訳語を1回、「王子」という翻訳語を1回、「執政体フランス」という翻訳語を4回、「《執政体》フランス」という翻訳語を1回、「執政体」という翻訳語を32回、「統治者（フランス）」という翻訳語を1回、「執政体の人員」という翻訳語を1回、「統治者」という翻訳語を1回、「長者プリンケプス」という翻訳語を1回、「執政者」という翻訳語を4回採用している。〈テキスト29〉のPrinceという語に対してだけ、他の翻訳語ではなく「統治者」という翻訳語をあえて与えた理由は何なのであろうか。

〈テキスト30〉

Quand on ne peut établir une exacte proportion entre les parties constitutives de l'Etat, ou que des causes indestructibles en alterent sans cesse les rapports, alors on institue une magistrature particuliere qui ne fait point corps avec les autres, qui replace chaque terme dans son vrai rapport, et qui fait une liaison ou un moyen terme soit entre le Prince et le Peuple, soit entre le Prince et le Souverain, soit à la fois des deux côtés s'il est nécessaire. (CS,pp.453-454)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」（服部訳、四ノ四十七頁、原田訳、三百四十一頁、藤田訳、224頁）、「王侯」（市村・森口訳、二七三頁）、「政府員」（平林A訳、二四六頁、加藤訳、131頁）、「王府」（平林B訳、170頁）、「君主」（井伊訳、209頁）、「王侯（傍点付き）」（根津訳、198頁）、「統治者」（桑原ほか訳、168頁、平岡・根岸A訳、219頁、平岡・根岸B訳、174頁、作田訳、185頁、中山訳、241頁）、「執政体」（井上訳、162頁）。

服部訳、原田訳、藤田訳が「有司」という翻訳語ではなくて「王公」という翻訳語を採用した理由は何なのであろうか。

市村・森口訳が「王公」という翻訳語ではなくて「王侯」という翻訳語

を採用した理由は何なのであろうか。

平林A訳が「王公」「王侯」という翻訳語ではなくて「政府員」という翻訳語を採用した理由は何なのであろうか。

平林A訳は〈テキスト30〉のPrinceという語に対しては「政府員」という翻訳語を与えているが、平林B訳は〈テキスト30〉のPrinceという語に対しては「王府」という翻訳語を与えている。いかなる理由で翻訳語を変更したのであろうか。Princeという語が担わされている概念の認識を変更したのか、当該概念の認識は変更していないが翻訳語を変更しただけなのか。平林A訳、平林B訳ともにPrinceという語が担わされている概念を認識できてはいなかったと考える。

井伊訳は「君主」という翻訳語を採用し、根津訳は「王侯（傍点付き）」という翻訳語を採用している。平林A訳、平林B訳を参照しなかったのであろうか。あるいは参照した上でそれらを承認しなかったのであろうか。

桑原ほか訳が創始した「統治者」という翻訳語は、平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳、作田訳、中山訳により踏襲されることになった。「統治者」という翻訳語を創始した翻訳者たちはPrinceという語が担わされている概念をどのように認識していたのであろうか。「王公」「王侯」という翻訳語が前提としている概念認識は否定されているとしても「政府員」「王府」という翻訳語が前提としている概念認識は否定されているのであろうか。

ここではtribunat（護民府）というmagistrature particuliere設立の必要が説かれている。tribunatとはune liaison ou un moyen terme entre le Prince et le Peuple（PrinceとPeupleの間の結びつき、ないし中間項）を作るmagistrature particuliere（特別機関）である。Princeという語が担わされている概念とPeupleという語が担わされている概念を認識しなければtribunatというmagistrature particuliereを認識することはできない。

〈テキスト31〉

Quand on ne peut établir une exacte proportion entre les parties constitutives de l'Etat, ou que des causes indestructibles en alterent sans cesse les rapports, alors on institue une magistrature particuliere qui ne fait point corps avec les autres, qui replace chaque terme dans son vrai rapport, et qui fait une liaison ou un moyen terme soit entre le Prince et le Peuple, soit entre le Prince et le Souverain, soit à la fois des deux côtés s'il est nécessaire. (CS,pp.453-454)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、四ノ四十七頁)、「官吏」(原田訳、三百四十一頁、藤田訳、224頁)、「王侯」(市村・森口訳、二七三頁)、「政府員」(平林A訳、二四六頁、加藤訳、131頁)、「王府」(平林B訳、170頁)、「君主」(井伊訳、209頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、198頁)、「統治者」(桑原ほか訳、168頁、平岡・根岸A訳、219頁、平岡・根岸B訳、174頁、作田訳、185頁、中山訳、241頁)、「執政体」(井上訳、162頁)。

原田訳、藤田訳は〈テキスト30〉のPrinceという語に対しては「王公」という翻訳語を与えているが、〈テキスト31〉のPrinceという語に対しては「官吏」という翻訳語を与えている。PrinceとPeupleの間、PrinceとSouverainの間とは何かという問題に直面して、困ったのであろう。Peuple概念とSouverain概念が認識できていなければPrinceとPeupleの間、PrinceとSouverainの間とは何かという問題に答えることはできない。原田訳、藤田訳はPeuple概念とSouverain概念が認識できていないのでPrinceという語が担わされている独自の概念を認識することが出来なかったと考える。

平林A訳は〈テキスト31〉のPrinceという語に対しては「政府員」という翻訳語を与えているが、平林B訳は〈テキスト31〉のPrinceという

語に対しては「王府」という翻訳語を与えている。

〈テキスト 32〉

Il est plus sacré et plus révééré comme défenseur des Loix, que le Prince qui les exécute et que le Souverain qui les donne.(CS,p.454)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公有司」(服部訳、四ノ四十八頁)、「有司」(原田訳、三百四十二頁、藤田訳、225頁)、「王侯」(市村・森口訳、二七四頁)、「政府員」(平林A訳、二四七頁)、「王府」(平林B訳、170頁)、「政府権」(加藤訳、131頁)、「君主」(井伊訳、210頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、198頁)、「統治者」(桑原ほか訳、169頁、平岡・根岸A訳、219頁、平岡・根岸B訳、175頁、作田訳、185頁、中山訳、242頁)、「執政体」(井上訳、163頁)。

服部訳が「王公」という翻訳語ではなくて「王公有司」という翻訳語を採用した理由は何か。

原田訳、藤田訳が「官吏」という翻訳語ではなくて「有司」という翻訳語を採用した理由は何か。

加藤訳が「政府員」という翻訳語ではなくて「政府権」という翻訳語を採用した理由は何か。

le Prince qui les exécute (法律を執行するPrince)、le Souverain qui les donne (法律を作るSouverain)、défenseur des Loix (法律の擁護者)であるtribunatが比較されている。法律作成機関、法律執行機関、法律擁護機関である。

〈テキスト 33〉

De meme que la déclaration de la volonté générale se fait par la loi, la déclaration du jugement public se fait par la censure; l'opinion publique est l'espece de loi dont le Censure est le Ministre, et qu'il ne

fait qu'appliquer aux cas particuliers, à l'exemple du Prince. (CS,p.458)

Princeに対する既存の翻訳書の翻訳語は次の通りである。

「王公」(服部訳、四ノ六十頁、原田訳、三百五十五頁、藤田訳、233頁)、「王侯」(市村・森口訳、二八五頁、加藤訳、137頁)、「政府員」(平林A訳、二五七頁)、「王府」(平林B訳、177頁)、「君主」(井伊訳、220頁)、「王侯(傍点付き)」(根津訳、207頁)、「統治者」(桑原ほか訳、175頁、平岡・根岸A訳、223頁、平岡・根岸B訳、182頁、作田訳、192頁、中山訳、251頁)、「執政体」(井上訳、170頁)。

服部訳はà l'exemple du Princeを理解できていない。

「王公ノ爲二」という原田訳、「王公の爲めに」という藤田訳はà l'exemple du Princeを理解できていない。

à l'exemple du PrinceはPrinceと「同じように」なのか、Princeを「手本として」、Princeに「倣って」なのか。

四 *Du Contrat social*における独自のPrince概念

1 *Du Contrat social*におけるPrinceという語が担わせられている既存の概念

*Du Contrat social*における独自のPrince概念を認識する前に*Du Contrat social*におけるPrinceという語が担わせられている既存の概念を認識する。

概念A

Princeという語が担わせられている概念Aは、前近代の歴史上の君主政国家を前提として構成されている概念であって、政治社会設立加入契約に基づいて創設されている政治社会を前提として構成されている概念ではない。

概念Aを日本語という言語で再表現するために採用されている翻訳語

は「大王」、「帝」、「王」、「国王」、「君」、「君主」、「君王」、「帝王」、「元首」、「王者」、「霸王」、「専制王者」、「君長」である。

概念B

概念Bを日本語という言語で再表現するために採用されている翻訳語は「王子」である。

概念Bを担わされている Prince という語は Prince (37) だけである。

Prince (37) に対する翻訳語は、「君王」(服部訳)、「君主」(原田訳)、「君王」(藤田訳)、「王子」(市村・森口訳、平林A訳、平林B訳、加藤訳)、「君主」(井伊訳)、「王子」(根津訳、桑原ほか訳、平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳、井上訳、作田訳、中山訳)と推移してきている。

服部訳、原田訳、藤田訳までは Prince (37) が担わされている概念Bは認識されていなかったと考える。市村・森口訳が初めて概念Bを認識して、「王子」という翻訳語を採用した。その後、「君主」という翻訳語を採用している井伊訳を除き、すべての翻訳書が「王子」という翻訳語を採用しているので、Prince (37) が担わされている概念が概念Bであるということと概念Bを日本語で再表現するためには「王子」という翻訳語を採用するということについては異論がないものと思われる。

概念C

概念Cを担わされている Prince という語は Prince (33) (ただし、複数形 Princes) だけである。

Prince (33) に対する翻訳語は、「君王」(服部訳)、「王公」(原田訳)、「君王」(藤田訳)、「親王」(市村・森口訳)、「王侯」(平林A訳、平林B訳)、「領主」(加藤訳)、「諸君主」(井伊訳)、「親王」(根津訳)、「王公」(桑原ほか訳)、「王族」(平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳)、「王公」(井上訳、作田訳)、「王侯」(中山訳)と推移してきている。

服部訳、原田訳、藤田訳までは Prince (33) が担わされている概念Cは

認識されていなかったと考える。市村・森口訳はPrince (33) という語に直面して先行訳とは別の概念を認識して「親王」という翻訳語を与えているが問題であろう。後に根津訳が踏襲している。加藤訳は「領主」という翻訳語を与えている。「君王」「王公」「親王」「王侯」という先行翻訳者たちの概念認識を承認できなかったので「領主」という翻訳語を採用したのである。井伊訳はPrinceという語に対しては基本的には「君主」という翻訳語を与えているのでprincesと複数形なので「諸君主」という翻訳語を与えたまでである。桑原ほか訳、井上訳、作田訳、中山訳は「王公」「王侯」と翻訳語の違いはあるが認識していた概念はほぼ同じであろう。

平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳だけがPrince (33) という語が担わされている概念を概念Cであると認識し、当該認識を前提として、概念Cを日本語という言語で再表現するために「王族」という翻訳語を選択したのである。

概念D

Prince (33) という語が担わされている概念を概念Cであると認識する平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳とは異なり、桑原ほか訳、井上訳、作田訳、中山訳は概念Dであると認識する。桑原ほか訳、井上訳、作田訳はPrince (33) という語に対して「王公」という翻訳語を与えているので「王と諸公の集合」という概念を、中山訳は「王侯」という翻訳語を与えているので「王と諸侯の集合」という概念を認識していたと考えられる。厳密に言えば、「王と諸公の集合」という概念と「王と諸侯の集合」という概念は別概念ではあるが、「王と諸公ないし諸侯の集合」という概念を概念Dと呼ぶことにする。

「王公」という翻訳語は服部訳、原田訳、藤田訳、平林B訳、桑原ほか訳、井上訳、作田訳で使用され、「王侯」という翻訳語は市村・森口訳、平林A訳、平林B訳、加藤訳、根津訳、中山訳で使用されている。井伊訳、平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳は「王公」「王侯」のどちらも使用

していない。平林B訳だけは「王公」「王侯」の両方を使用している。

「王公」という翻訳語を使用するに際して翻訳者はどのような意味を念頭に置いていたのであろうか。国語辞典によれば、「王公」という語の意味は「①王と公。王族と公族②身分の高い人」（『広辞苑〔第四版〕』岩波書店、1991年、314頁）、「王と諸公。また、身分の高い人」（『大辞泉』小学館、1995年、326頁）、「帝王と貴人。また、帝王。貴顕。」（『日本国語大辞典〔第二版〕』第二卷、小学館、2001年、848頁）、「帝王と貴人。また、帝王。」（尚学図書編『国語大辞典』小学館、1982年、317頁）、「王と諸公。また、身分の高い人。」（金田一春彦・池田弥三郎『学研国語大辞典〔第二版〕』学習研究社、1988年、209頁）と記述され、「王侯」という語の意味は「①王と諸侯」（『広辞苑〔第四版〕』岩波書店、1991年、314頁）、「王と諸侯」（『大辞泉』小学館、1995年、326頁）、「王と諸侯。」（『日本国語大辞典〔第二版〕』第二卷、小学館、2001年、848頁）、「王と諸侯。」（尚学図書編『国語大辞典』小学館、1982年、317頁）、「王と諸侯。また、身分の高い人。」（金田一春彦・池田弥三郎『学研国語大辞典〔第二版〕』学習研究社、1988年、209頁）と記述されている。

「王公」という翻訳語を使用するに際して翻訳者が念頭に置いていた意味は「王と諸公」、「王侯」という翻訳語を使用するに際して翻訳者が念頭に置いていた意味は「王と諸侯」とであると解釈する。

「諸侯」という語の意味は「封建時代の国主」（金田一京助ほか『新明解国語辞典〔第五版〕』三省堂、2000年、686頁）と記述されているので「王侯」すなわち「王と諸侯」という語の意味は「王と封建時代の国主」と記述することが出来る。

概念E

概念Eを担わされている Prince という語は Prince (30) だけである。

Prince (30) に対する翻訳語は、「王公論」（服部訳、原田訳）、「『王公論』」（藤田訳）、「王侯論」（市村・森口訳）、「帝王論」（平林A訳、平林B訳）、「王侯論」（加藤訳）、「君主論」（井伊訳）、「王侯論」（根津訳）、「君主論」（桑

原ほか訳、平岡・根岸A訳、平岡・根岸B訳、井上訳、作田訳、中山訳)と推移してきている。

Prince (30) の初訳である服部訳以来、Prince (30) が担わされている概念Eは認識されてきている。概念Eを日本語で再表現するに際して採用された翻訳語が変遷してきているが、現在では「君主論」という翻訳語が確立している。

ニコロ・マキャヴェッリが1513年に執筆し、1532年に死後出版されたイタリア語で書かれているIl Principeをフランス語に翻訳するに際して採用された書名がLe Princeであるから概念Eは服部訳の段階から認識されていた。

概念F

概念Fを担わされているPrinceという語はPrince (61) だけである。

Prince (61) に対する翻訳語は、「王公」(服部訳、原田訳、藤田訳)、「首脳者」(市村・森口訳)、「大官フランス」(平林A訳、平林B訳)、「大官」(加藤訳)、「首長」(井伊訳)、「主脳者」(根津訳)、「統治者」(桑原ほか訳)、「議長プリンケプス」(平岡・根岸A訳)、「主席プリンケプス」(平岡・根岸B訳)、「長者プリンケプス」(井上訳)、「筆頭」(作田訳)、「統治者」(中山訳)と推移してきている。

服部訳、原田訳、藤田訳まではPrince (61) が担わされている概念Fは認識されていなかったと考える。市村・森口訳が初めて概念Fを認識して、「首脳者」という翻訳語を採用した。その後、さまざまな翻訳語が試みられることになったが、Prince (61) が担わされている概念が概念Fであるということについては共通認識が確立していると思われる。

le Prince du Sénatというフランス語の原語はprinceps senatusというラテン語であるが、「筆頭元老院議員」という日本語への翻訳語が古代ローマ史研究者により採用されている⁽¹¹⁾。

ところで、桑原ほか訳と中山訳は「首脳者」、「大官フランス」、「大官」、

「首長」、「主脳者」、「議長プリンケプス」、「主席プリンケプス」、「長者プリンケプス」、「筆頭」という翻訳語ではなく「統治者」という翻訳語を採用している。しかし、桑原ほか訳と中山訳が他の多くのPrinceという語に対して「統治者」という翻訳語を与える前提として認識していた概念は概念Fではないはずである。Prince (61) が担わされている概念が概念Fであるということを知っていたとすれば、「統治者」という翻訳語を与えることは問題なのではないかと考える。翻訳書の読者が混乱することになるであろう。

2 *Du Contrat social*におけるPrinceという語が担わせられている独自の概念＝概念Gと概念H

Princeという語が担わせられている概念Gは政治社会設立加入契約に基づいて創設されている政治社会を前提として構成されている概念である。

しかし、政治社会設立加入契約に基づいて創設されている政治社会を前提として現実が展開して行く中で、概念Gに適合する現実のPrince（概念Hプラスと呼ぶ。）が存在すればよいのであるが、概念Gに適合しない現実のPrinceが、事実の世界においては、存在し始めることになる。そのようなPrinceもPrinceという語を使って表現されることになる。そこで、概念Gを前提として、概念Gに適合しない現実のPrinceという概念が構成されることになる。その概念を概念Hマイナスと呼ぶことにする。概念Hマイナスは概念Gの否定概念である。

以下に概念Gを構成する要素群を説明する。

Princeという語が担わせられている概念Gの第1構成要素はune personne moraleである。personne naturelleあるいはhomme réelではない。

Princeという語が担わせられている概念Gの第2構成要素はune personne collectiveである。Gouvernementという機関の構成員であるmagistratの集合体である。

それではGouvernementという機関とは何か。

Gouvernementという機関はSouverainのministreであるということが確実に認識されていなければならない⁽¹²⁾。Souverainの意志の具現としてのloi実現の手段としてGouvernementという機関は創設されているのである。

Gouvernementはcitoyenの集合体であるSouverainとsujetの集合体であるEtatを仲介する団体である。根拠テキストは3つある。(1) la communication de l'Etat et du Souverain (CS,p.396) (2) un corps intermediaire etabli entre les sujets et le Souverain pour leur mutuelle correspondance (CS,p.396) (3) un nouveau corps dans l'Etat, distinct du peuple et du Souverain, et intermediaire entre l'un et l'autre (CS,p.399)。

Gouvernementの存在理由、役割、機能はEtatとSouverainのcommunicationであり、mutuelle correspondanceを実現するためにsujetsとSouverainの間に設定されたcorps intermediaire、peupleとSouverainの間に設定されたcorps intermediaireがGouvernementなのである。

Gouvernementの前提はsujets (sujetの集合体であるからEtatという語を使用すべきであろう)とSouverainである。法律の執行とliberté civile、liberté politiqueの維持を委託された、sujetsとSouverainの相互連絡を目的としてsujetsとSouverainの間に設立された仲介団体がGouvernementである。

sujetsとSouverainの相互連絡という目的を実現することだけがGouvernement設立理由なのであるから、Gouvernementの構成員であるmagistratは、当然のこととして、sujetsとSouverainの相互連絡という目的実現を職務とする。当該職務担当者の集合体をPrinceという語を使って表現するのである。

Princeという語が担わせられている概念Gの第3構成要素はunie par la

force des loisである。une personne collectiveを構成する要素群、すなわち unité moraleである magistrat は la force des lois がなければ結びつけることが出来ないのである。

une personne collectiveを構成する要素群、すなわち unité moraleであるそれぞれの固有な機能を果たす極めて多数の magistrats は Souverain が assemblé du peuple での審議・議決を経て制定した lois (多数の法律群) の force (力) に基づいて相互関係の有機的システムを形成しているのである。

Prince という語が担わせられている概念 G の第 4 構成要素は dépositaire dans l'Etat de la puissance exécutive である。

法律執行権限の受託者というより「法律執行権限の法律に基づく行使」(l'exercice légitime de la puissance exécutive)⁽¹³⁾の受託者と書いた方が正確であると考えられる。Souverain が assemblé du peuple での審議・議決を経て制定した volonté générale の具現としての lois にだけ従って法律執行権限を行使することを受託する者が Prince (Prince de droit) なのである。puissance exécutive は force appliquée à la Loi (法律に適用された力) に過ぎないのである⁽¹⁴⁾。ただし、Prince (Prince de droit) に適合しない Prince (Prince de fait) は「法律執行権限の一部を法律から奪う」⁽¹⁵⁾不可避の傾向を持つことに注意しなければならない。

Prince は corps chargé de cette administration (suprême administration)⁽¹⁶⁾ である。cette administration (suprême administration) とは「法律執行権限の法律に基づく行使」であるから、Prince は「法律執行権限の法律に基づく行使」を委託された corps (団体) である。

Prince という語が担わせられている概念 G の第 5 構成要素は unité morale である。(〈テキスト 13〉参照)

既述のとおり、Etat を構成する要素が personne morale であるのと同様に、prince を構成する要素は unité morale なのである。existence physique et indépendante から existence partielle et morale に転換した

unité moraleによってPrinceという集合体は構成されているのである⁽¹⁷⁾。

Princeという語が担わせられている概念Gの第6構成要素はPrinceのvolonté dominanteはvolonté généraleあるいはloiである、あるいは、volonté généraleあるいはloiでなければならない、ということである。(〈テキスト5〉参照)

volonté dominanteという語を使用することによってルソーは何を言いたかったのであろうか。Princeは様々なvolontésを持っているが、それらのvolontésすべての中で中心の、主要な意志、他のすべての意志群を支配する意志はvolonté généraleあるいはvolonté généraleの表現であるloiである、あるいは、volonté généraleあるいはvolonté généraleの表現であるloiでなければならない、という趣旨のことを言いたかったのであろうと考える。

Princeのvolonté dominanteがvolonté généraleあるいはloiではなく、volonté particuliere plus active que celle du Princeになってしまえば、そして、volonté particuliereに服従させるためにforce publique、すなわち、政治社会設立加入契約に基づいて創設された政治社会の構成員全員の力を使用するなら、union socialeは消滅し、corps politiqueは解体することになる。

Princeのvolonté dominanteはvolonté particuliereであってはならないのであり、volonté généraleあるいはloiでなければならない。

最後に、概念Gの構成要素1～6を総合することにより、Princeという語が担わせられている概念Gの総合的概念規定を試みる。

Prince概念Gとは、contrat social（政治社会設立加入契約）を締結することによりassocié（政治社会構成員、仲間）の資格を獲得したindividu（個人）の集合体であるpeuple（人民）が、citoyen（立法権行使者）の集合体としてのSouverain（主権者）の立場でassemblée du peuple（人民集会）において議決したvolonté générale（一般意志）の具現としてのloi（法律）を、contrat social（政治社会設立加入契約）を締結することによりassocié

(政治社会構成員、仲間)の資格を獲得したindividu (個人)の集合体であるpeuple (人民)が、sujet (法律に従って行為するという職務を果たしているassocié)の集合体としてのEtat (違法行為者の集合体)に従わせるために、絶対命令としてのvolonté généraleの具体化されたものとしてのloiを認識し、認識されたloiをEtatに伝達して、Etatがloiに従って行為することを目的として設定、授権されているpouvoir executive (法律執行権力)を行使する職務を担当する機関であるgouvernement (法律執行機関)の構成員であるmagistrat [ministre、chef] (法律執行機関構成員)の集合体である。

上記、総合的概念規定文を噛み砕いて説明する。

概念Gは(1) personne morale (「法人」、「法律に基づいて創られた人格」)である。(2)「集合体」である。構成要素から構成されている集合体である。それでは、構成要素は何か。(3) 構成要素はmagistrat [Roi、Gouverneur、officier、ministre、chef] (法律執行機関構成員)である。それでは、magistrat [Roi、Gouverneur、officier、ministre、chef] (法律執行機関構成員)が帰属する機関は何か。(4) gouvernement (法律執行機関)である。それでは、gouvernement (法律執行機関)とは何か。(5) puissance executive (法律執行権力)を行使する職務を担当する機関である。何のためにpuissance executive (法律執行権力)を行使するのか。(6) loi (法律)を絶対命令としてcitoyen (立法権行使者)の集合体であるSouverain (主権者)から受け取り、Etatがloi (法律)を規範として行為するようにするためである。Loi (法律)は誰が作るのか。(7) citoyenの集合体であるSouverain (主権者)がassemblée du peuple (人民集会)で作る。loi (法律)とは何か。(8) volonté généraleの具現である。volonté généraleの主体は誰か。(9) associéの集合体であるpeuple (人民)である。associéという資格をindividuが獲得する条件は何か。(10) contrat social (政治社会設立加入契約)の締結である。

また、以下の認識が前提である。

associéは全員、第一にcitoyenという役割を果たし、第二にsujetという役割を果たす。次に、associéは全員、あるいは一部、第三にmagistratという役割を果たす。すなわち、citoyenもsujetもmagistratも、みな、associéである。集合体で言えば、citoyenの集合体であるSouverainもsujetの集合体であるEtatもmagistratの集合体であるPrinceも、すべて、associéの集合体であるpeopleである。

gouvernementの役割、具体的にはgouvernementの構成員全員すなわちPrinceの役割は、peopleであるSouverainのvolonté généraleの具現であるloiをpeopleであるEtatが行為規範として行為する仲介、媒介、連絡、連結である。

媒介されるSouverainとEtatはどちらもpeopleであるということが認識されていなければならない。さらに、媒介するprinceも媒介されるSouverainとEtat同様、people（全員か一部かはgouvernementの形態に応じて多様であるが）であるということが認識されていなければならない。

概念Gはcontrat social以下の多数の概念を要素として構成されているルソー創始の独自概念である。ルソー創始の独自概念である概念GをPrinceという一語のフランス語で表現することはそもそも不可能なのである。そうであれば、ルソー創始の独自概念である概念Gを日本語という言葉を使用して一語で表現することはさらに不可能なのである。

概念Gを日本語という言葉で再表現するために採用されている翻訳語の中で相対的には適切であると思われる翻訳語は「統治者」、「執政体」という翻訳語である。しかし、「統治者」、「執政体」以外の翻訳語はもとよりであるが、「統治者」、「執政体」という翻訳語でも概念Gを表現することはとうてい出来ないと考える。というよりも、一語の翻訳語を与えること自体が不可能なのである。

不可能という自覚を持って、不完全を承知の上で、それでも一語の翻訳語を提案するなら、概念Gの中心要素に焦点を絞って、例えば、「仲介機関構成員集合体」あるいは「媒介機関構成員集合体」ではどうであろう

か。PrinceはGouvernementの構成員集合体なのであるから、Gouvernementという語が担わされている概念の中核要素が「連結機能」「仲介機能」「媒介機能」「伝達機能」であることからGouvernementという語に対する一語の翻訳語として「連結機関」「仲介機関」「媒介機関」「伝達機関」を提案するとすれば、「連結機関構成員集合体」「仲介機関構成員集合体」「媒介機関構成員集合体」「伝達機関構成員集合体」という翻訳語を提案することも可能であろう。

Princeという語が通常担わされている概念群を前提とするとき、「連結機関構成員集合体」「仲介機関構成員集合体」「媒介機関構成員集合体」「伝達機関構成員集合体」という翻訳語には違和感を持たれるかもしれない。しかし、概念Gはルソーが独自に構成した概念なのである。そのことを認識していれば、むしろ、通常の翻訳語ではルソーが独自に構成した概念である概念Gを表現することは出来ないのであって、概念Gを表現することが出来る概念規定的造語を造る以外にはないであろう。概念規定的造語を造ることは不可能なのではあるが。

特定のPrinceという語が担わせられている概念Gの総合的概念規定文を念頭に置くとき、日本語という言語の語彙の中から特定の語を選定することは不可能である。さらに、新しい語を造語することも不可能である。

概念規定文を使用するか、Princeという原語をそのまま使うか、フランスというカタカナ表記を使うか。読者の誤解を避けるためには、三つの選択肢の中から一つを選択する道以外の道は残されていないのである。

五 おわりに

présente forme de Gouvernement（現在の法律執行機関形態）を存続させるか変更するか、という議案と ceux qui en sont actuellement chargés（現実に法律執行を委任されている人々）すなわち Prince de fait（Prince de facto、現実のPrince）に今後も法律執行を委任するか否か、という議案は

2つの別個の議案であり、*assemblées périodiques*（定例集会）で *toujours*（必ず）審議・議決しなければならない、と *Gouvernement*（法律執行機関）を主題とする3編の最終章である18章でルソーは強調している。

*ceux qui en sont actuellement chargés*すなわち *Prince de fait*（現実のPrince）が *Prince de droit*（法律上のPrince）に適合しているか否か、という議案をめぐって *assemblées périodiques* で *Souverain* が必ず審議・議決することは *le maintien du traité social*（政治社会設立契約の維持）という目的を実現するためには欠き得ないことなのである。

*ceux qui en sont actuellement chargés*すなわち *Prince de fait*（現実のPrince）が *Prince de droit*（法律上のPrince）に適合しているか否か、という議案について審議・議決する前提は第一に *Prince de droit*（法律上のPrince）の認識であり、第二に *ceux qui en sont actuellement chargés*すなわち *Prince de fait*（現実のPrince）の認識である。*ceux qui en sont actuellement chargés*すなわち *Prince de fait*（現実のPrince）に対するルソーの認識は、実は、極めて悲観的、懐疑的である。*le maintien du traité social*は、現実には、極めて難しいとルソーは深刻に考えている。ルソーが構成した独自のPrince概念、すなわち概念Gを現実化することは容易なことではないのであるが、概念Gを絶えず念頭に置いて、必死に現実化する努力を *Souverain* はし続けなければならない。万が一にもそれを怠れば、*Prince de droit*（法律上のPrince）に適合していない *ceux qui en sont actuellement chargés*すなわち *Prince de fait*（現実のPrince）が *contrat social*に基づく政治社会を破壊して *contrat social*を締結した目的は踏みにじられてしまうであろう。*Prince de droit*（法律上のPrince）に適合する *ceux qui en sont actuellement chargés*すなわち *Prince de fait*（現実のPrince）の形成、存続こそが *contrat social*に基づく政治社会、*contrat social*を締結した目的実現の生命線なのである。

政治社会設立加入契約に基づいて創設された政治社会の意志である

volonté généraleの文章表現化されたものとしての法律を執行する権限を持つMagistratの集合体をPrinceという語によって表現することにしたルソーの意図はどのようなものだったのであるか。Princeという語を使用することは読者に誤解を引き起こす恐れが大きかったのではないか。むしろルソーは誤解されることを望んでいたのであろうか。そうとしか思えないPrinceという語の採用である。

18世紀中期のジュネーヴ共和国の政治的現実という深刻なコンテクストを前提としてCSが書かれ発表されているということを念頭に置いて考えれば、言葉をストレートに使用することは余りにも危険なことであった。それ程の配慮をして書いていたとしても出版後のルソーの運命は極めて過酷なものとなった。

Princeという語をそのまま受け取る事はルソーの真意を理解し損なうことを意味する。読者はルソーの深刻なコンテクストを念頭に置いてPrinceという語に託されている概念を注意深く読み取ることを求められている。

petit conseilの構成員を中核として構成されている18世紀中期のジュネーヴ共和国のPrince（概念Hマイナス）、Prince（概念G）から大きく乖離してしまったPrince（概念Hマイナス）を目の前にして、事態の危機的な深刻さを認識していたルソーは、ジュネーヴ共和国再建を目指して、まずはPrince（概念G）を厳密に構成する。その上で、構成された概念Gに適合するPrince（概念Hプラス）を形成することを願っていた。しかし、Gouvernementのabus（越権）、pent a dégénérer（退廃傾向）、moyen de prévenir les usurpations du Gouvernement（Gouvernementの篡奪を防止する方法）をめぐる3編10章から18章までの念入りな思考はその願の成就が極めて困難なことであることをルソー自身が深く自覚していたことを証明している。概念Gに適合するPrince（概念Hプラス）を形成することを通してジュネーヴ共和国を再建することこそがCSを執筆し出版したルソーの燃え滾る動機であったと考えている。

注

- (1) 本稿が依拠する *Du Contrat social* のテキストは以下の通りである。
J.J.Rousseau, *Œuvres complètes*, Bibliothèque de la Pléiade, Gallimard, 1964, Tome III, pp.347-470.
- (2) フランス語の限界を自覚しながら、それでも、フランス語を使用する以外には表現手段を持たなかったルソーの苦悩も考慮する必要がある。
- (3) 検討したCSの日本語への翻訳書は以下の通りである。中江兆民訳『民約論卷ノ二』(1874年、兆民A訳と略記)、服部徳訳『民約論』(1877年)、中江兆民訳『民約訳解』(1882年、兆民B訳、本稿では島田虎次氏による読み下し文〔『中江兆民全集1』岩波書店、1983年、131-200頁〕から引用)、原田潜訳『民約論覆義』(1883年)、藤田浪人訳『民約論』(1919年)、市村光恵・森口繁治訳『民約論』(1920年)、平林初之輔訳『民約論』(1925年、平林A訳と略記)、平林初之輔訳『民約論』(1927年、平林B訳と略記)、加藤一夫訳『民約論』(1927年)、井伊玄太郎訳『社会契約論』(1947年)、根津憲三訳『社会契約論』(1948年)、桑原武夫ほか訳『社会契約論』(1954年)、平岡昇・根岸国孝訳『社会契約論』(1956年、平岡・根岸A訳と略記)、平岡昇・根岸国孝訳『社会契約論』(1965年、平岡・根岸B訳と略記)、井上幸治訳『社会契約論』(1966年、本稿では中公文庫版、1974年から引用)、作田啓一訳『社会契約論』(1979年、本稿では白水Uブックス、2010年から引用)、中山元訳『社会契約論』(2008年)。
- (4) 中江兆民も2つの翻訳書を作っているが、『民約論』は第2編第1章から第6章まで、『民約訳解』は第1編第1章から第9章、第2編第1章から第6章までの部分訳であり、Princeという語が多数使用されている第3編、第4編を翻訳していない。
- (5) Alain Rey, *Dictionnaire historique de la langue française*, Tome I, Dictionnaire le Robert, 1993, p.1632.
- (6) Alain Rey, *Le Grand Robert de la langue française*, deuxième édition, Tome VII, Dictionnaire le Robert, 1987, pp.768-769.
- (7) 以下に、CSにおいて使用されている71個のPrinceという語の使用頁、行を記す。
(01), p.351.l.09, (02), p.351.l.12, (03), p.354.l.04, (04), p.357.l.32, (05), p.357.l.34, (06), p.361.l.34, (07), p.366.l.27, (08), p.366.l.32, (09), p.376.l.19, (10), p.379.l.30, (11), p.381.l.16, (12), p.396.l.17, (13), p.396.l.28, (14), p.396.l.42, (15), p.398.l.09, (16), p.399.l.08, (17), p.399.l.12, (18), p.399.l.28, (19), p.400.l.14, (20), p.400.l.34, (21), p.401.l.26, (22), p.404.l.13, (23),

p.407.l.37, (24), p.408.l.12, (25), p.408.l.22, (26), p.408.l.26, (27), p.409.l.14, (28), p.409.l.28, (29), p.409.l.34, (30), p.409.l.34, (31), p.409.l.349 (32), p.410.l.02, (33), p.410.l.04, (34), p.410.l.22, (35), p.410.l.36, (36), p.411.l.01, (37), p.411.l.37, (38), p.412.l.05, (39), p.412.l.10, (40), p.412.l.22, (41), p.412.l.25, (42), p.412.l.39, (43), p.413.l.36, (44), p.413.l.37, (45), p.416.l.06, (46), p.418.l.34, (47), p.421.l.09, (48), p.421.l.10, (49), p.422.l.12, (50), p.423.l.09, (51), p.423.l.23, (52), p.428.l.09, (53), p.432.l.19, (54), p.433.l.30, (55), p.435.l.19, (56), p.435.l.38, (57), p.442.l.03, (58), p.442.l.28, (59), p.442.l.28, (60), p.443.l.28, (61), p.452.l.02, (62), p.454.l.03, (63), p.454.l.03, (64) p.454.l.18, (65), p.458.l.22, (66), p.462.l.31, (67), p.463.l.15, (68), p.465.l.04, (69), p.469.l.19, (70), p.469.l.24, (71), p.469.l.31.

(8) 『ジュネーヴ草稿』では prince という語は 16 回使用されている。Michel Launay et Gunnar von Proschwitz、*Index du Contrat social*、Librairie Slatkine, 1977, p.273。Index du “manuscript de Genève” du Contrat Social を作成した Gunnar von Proschwitz は出版年である 1977 年時点で Göteborg 大学教授。

(9) Monarque の使用回数は 7 回、Roi の使用回数は 52 回である (*Index du Contrat social*)

(10) dépositaire という語は CS の中で 6 回 (1 編 1 回、3 編 4 回、4 編 1 回) 使用されている (*Index du Contrat social*)。

(11) 吉村忠典『古代ローマ帝国の研究』岩波書店、2003年、110頁。

(12) CS, p.380.

(13) CS, p.396.

(14) CS, p.430.

(15) CS, p.396.

(16) CS, p.396.

(17) CS, p.381.